平成27年第4回阿波市議会定例会会議録(第4号)

招集年月日 平成27年12月11日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員(20名)

1番	公	美知代
	/ □`	* 711 \

3番川人敏男

5番 松 村 幸 治

7番 吉 田 稔

9番 江 澤 信 明

11番 吉 田 正

13番 木 村 松 雄

15番 岩 本 雅 雄

17番 香 西 和 好

19番 三 浦 三 一

2番 笠 井 一 司

4番 樫 原 伸

6番 藤川豊治

8番 森 本 節 弘

10番 松 永 渉

12番樫原賢二

14番 阿 部 雅 志

16番 出 口 治 男

18番 原 田 定 信

20番 稲 岡 正 -

欠席議員(なし)

会議録署名議員

3番 川 人 敏 男

4番 樫 原 伸

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市 長 野 崎 或 勝 政 策 監 市 俊 明 原 企画総務部長 町 寿 人 田 健康福祉部長 高 島 輝 人 建設部長 友 行 義 博 教育次長 高 稔 田 市民部次長 三 浦 康 雄 産業経済部次長 冏 部 芳 郎 吉野支所長 大 塚 洋

雅

JII

彦

久

明

阿波支所長 秋 山

農業委員会局長 妹 尾

財政課長石

副 市 長 藤 井 正 助 教 育 長 坂 東 英 司 市民部長 瀬 尾 勇 雄 産業経済部長 天 満 仁 教育次長 吉 田 一 夫 企画総務部次長 後 藤 啓 健康福祉部次長 安 学 丸 建設部次長大 野 芳 行 土成支所長 郡 久美子 会計管理者 三 木 利 彦 水道課長塩 英 \mathbb{H} 司

監査事務局長 那 須

啓

介

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 坂 東 重 夫 事務局主幹 野 﨑 順 子

事務局長補佐 大 倉 洋 二

議事日程

日程第 1 市政に対する一般質問

日程第 2 議案第64号 平成27年度阿波市一般会計補正予算(第4号)について

日程第 3 議案第65号 平成27年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算(第2号) について

日程第 4 議案第66号 平成27年度阿波市介護保険特別会計補正予算(第2号) について

日程第 5 議案第67号 阿波市行政手続における特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定 個人情報の提供に関する条例の制定について

日程第 6 議案第68号 阿波市ふるさと創生基金条例の廃止について

日程第 7 議案第69号 阿波市市庁舎建設基金条例の廃止について

日程第 8 議案第70号 阿波市税条例の一部改正について

日程第 9 議案第71号 阿波市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第10 議案第72号 阿波市介護保険条例の一部改正について

日程第11 議案第73号 阿波市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部 改正について

日程第12 議案第74号 阿波市乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について

日程第13 議案第75号 土成健康センターの指定管理者の指定について

日程第14 議案第76号 土成地域資源活力工房の指定管理者の指定について

日程第15 議案第77号 阿波市立阿波図書館の指定管理者の指定について

日程第16 議案第78号 阿波市立市場図書館及び阿波市立市場歴史民俗資料館の指定でついて

日程第17 議案第79号 阿波市立土成図書館及び阿波市立土成中央公民館の指定管 理者の指定について

日程第18 議案第80号 阿波市立吉野笠井図書館の指定管理者の指定について

議案第81号 一条放課後児童クラブの指定管理者の指定について 日程第19 日程第20 議案第82号 柿原放課後児童クラブの指定管理者の指定について 日程第21 議案第83号 土成放課後児童クラブの指定管理者の指定について 日程第22 議案第84号 八幡放課後児童クラブの指定管理者の指定について 議案第85号 市場放課後児童クラブの指定管理者の指定について 日程第23 日程第24 議案第86号 大俣放課後児童クラブの指定管理者の指定について 日程第25 議案第88号 伊沢放課後児童クラブの指定管理者の指定について 日程第26 日程第27 議案第89号 林放課後児童クラブの指定管理者の指定について 議案第90号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について 日程第28 (日程第2~日程第28 質疑・付託)

午前10時00分 開議

○議長(木村松雄君) ただいまの出席議員数は20名で定足数に達しており、議会は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~~~~~~~~~

## 日程第1 市政に対する一般質問

- ○議長(木村松雄君) 日程第1、市政に対する一般質問を前回に引き続き行います。 まず初めに、8番森本節弘君の一般質問を許可いたします。 8番森本節弘君。
- ○8番(森本節弘君) それでは、議長の許可を得ましたので、8番、志政クラブ、森本 節弘、平成27年第4回阿波市議会定例会での一般質問を行いたいと思います。

今回は、通告どおり、一応基本的に3つほど水道事業についてお伺いさせていただきたいと思います。

この間の11月30日の徳島新聞なんですけども、「水道管耐震化率25.6%、県内重要給水施設に配水」って見出しがありまして、病院や避難所など、災害時の重要給水施設に配水する徳島県内の水道管のうち耐震性を満たしているのは、2014年3月末時点で25.6%にとどまっていることが厚生労働省のまとめでわかったと書いてありました。全国平均が40%ということで、14.4%を下回っていると。その中で、ちょっと注目するとこなんですけども、各自治体は財政難から更新に二の足を踏んでいるという記述がありました。

県内の重要給水施設の基幹管路の耐震化状況なんですけども、ちなみに8市の比較で、 徳新にも載ってたんですけども、阿波市の場合、耐震適合率っていうんが14.7%、8 市のうちの5番目ということで、1番が美馬市の56.5%、それから徳島市が47. 6、三好市が44.4%、それに14.7%で、阿波市、それから鳴門市ということで、 耐震適合率はなっております。ただ、これ総延長が大分違いますんで、管のほうの計が違 うんで、一概に比較としてはこれだけでは出ないと思います。美馬市に関しては6.8キロ、重要給水施設で総延長が、徳島が93キロ強、阿南市65キロ、そして阿波市は36 キロということで、給水延長というのはかなり長いもので、管路はあります。美馬市、三 好に関しては、恐らく簡易水道等とかで、上水道自体は延長が少ないんで、耐震適合とい うことに関しては数値が上がっている状況なんだなということは思います。

そこで、質問なんですけども、阿波市にはこういうこともありまして、平成22年、5年前から水道管の老朽化を見越した水道ビジョンちゅうものを設けております。その点から質問させていただきます。

第1問なんですけども、阿波市水道計画について質問させていただきます。

平成22年3月に策定した阿波市水道ビジョンについて、策定から5年が計画する阿波 市水道ビジョンをもとに計画した阿波市上水道計画の現在の事業運営は、計画どおり適切 に運営、実行されているか、また2番目の2015年度中に策定しようとしている阿波市 上水道基本計画の重点目標と趣旨をどういうところに置かれているかをお聞かせいただき たいと思います。

○議長(木村松雄君) 塩田水道課長。

○水道課長(塩田英司君) 議長の許可をいただきましたので、森本議員ご質問の阿波市 水道計画についての1点目、「阿波市水道ビジョン平成22年~32年」策定から5年が 経過する、現在の阿波市上水道計画の現状はどのように進行しているかについてお答えい たします。

平成22年3月に、今後10年間の阿波市上水道運営の指針となる阿波市水道ビジョンを策定いたしました。その骨子は、人口の減少に伴い収益が減少する中、いかに経営環境を良好に保ち、また老朽化した施設をいかに効率よく更新するかということです。森本議員からは、現在その計画がいかに進行しているかというご質問ですが、まず阿波市上水道の現状から申し上げますと、現在阿波市上水道事業においては、82.35平方キロメートルの給水区域内、3万6,000人ほどの市民に年間460万トン余りの水道水を給水しております。取水井や送水配水施設などの総数は約50カ所に及び、配水管等の総延長は約460キロに及んでおります。また、ポンプ、配水施設等については、昭和30年代後半から40年代、50年代に建設された施設が多いのが現状でございます。

こうした中、事業面におきましては、基本的に水道ビジョンに基づき、老朽化した配水施設、配水管更新事業を実施しておりますが、更新事業には多額の事業費を要するため、 5年経過した現在においては、給水人口の減少による経常収益の減少、また老朽施設や老朽配水管の修繕費等の経常費用の増加による利益の減少等、現在の財政状況に合わせた計 画に修正し、事業実施の優先順位をつけ、計画的に配水管等の更新事業を実施しております。

具体的な事業としましては、現在平成25、26年度継続事業で完成させました新庁舎 西側山麓に位置する新市場高区配水池1,500トンでございますが、から自然流下によ り送水する土成町に向けた連絡管を布設しており、この事業を完成することにより、土成 町の40%をカバーでき、土成水源地の吉野川よりの取水及び土成低区配水池の急速ろ過 を削減し、電気代等を大幅削減できる予定です。

また、平成27年度においては、既に統合されている市場町と吉野町の送配水監視盤に土成町、阿波町を追加し、一つに統合する予定です。また、将来阿波町の西正広に自然流下による配水池を新設し、他の配水施設等を整備することにより、管理の効率化、電気代の削減等の経費の削減につなげる予定です。また、業務面におきましては、平成26年1月より徴収業務を民間に委託し、徴収率につきましては、平成25年度の96.79%から平成26年度は98.47%と、大幅に上昇し、ビジョンに計画する徴収率向上につきましては達成できる見込みでございます。また、単年度の滞納額発生も、年間1,000万円ほどに大幅に減少しております。また、有収率の向上ですが、平成26年度まで平均65%前後で推移しておりましたが、徴収業務を民間に委託したことにより、施設係職員の増員ができ、漏水調査、修理に努めた結果、本年度は4月から10月までの有収率は68.09%と、3%ほど向上しているような状況でございます。今後、ビジョンの目標に沿った経営の効率化を図るよう、なお一層の経営努力をしてまいりたいと考えております。

次に、2点目、平成27年度中に策定しようとしている上水道基本計画の目的と趣旨は 何かについてお答えいたします。

今年度に策定しようとしている上水道施設整備計画の目的と趣旨は何かとのご質問ですが、1点目でも申し上げましたように、現在阿波市水道事業におきましては、取水井、送水配水施設が……

(8番森本節弘君「課長、もうちょっとゆっくり言って」と呼ぶ)

はい。取水井、送水配水施設は約50カ所にも及び、配水管等の総延長は約460キロに及んでおります。そのうち、耐震適合性のある管は少ないのが現状でございます。また、配水管等で40年経過管は全体の18%にもなり、ポンプ、配水施設等についても、

昭和30年代後半から、40年、50年代に建設されたものも多々残っているのが現状でございます。また、阿波町地区は、加圧場、配水池の数が多く、施設の管理に手間がかかり、施設の統合、簡素化が急がれます。また、平成22年3月に阿波市水道ビジョン策定時に行った耐震1次診断結果は、ポンプ設備においては、予備施設である自家用発電機を設けていない加圧区ポンプ場(土成町)、西山加圧ポンプ場(土成町)、北岡ポンプ場(阿波町)が、震度6程度の耐震性を確保できない評価となっております。また、配水管等の施設においては、液状化の危険の高い吉野町、土成町、市場町の吉野川沿岸地域では、耐震性が低い結果となっております。ほかに、市場低区の配水池(市場町)、小倉配水池(阿波町)などが老朽化により耐震性の低い評価となっております。

こうした中で、老朽管更新事業及び耐震化事業、また配水施設等の統廃合を進める中で、上水道施設整備計画を策定して、対象施設の優先順位、整備方法等を決定し、効率的に事業を進め、最終的に管理の効率化、有収率の向上による電気代や薬品代の削減等による経費の削減等で、経営の効率化を図ることを目的とするとして策定するものです。

以上、簡単でございますが、答弁とさせていただきます。

- ○議長(木村松雄君) 森本節弘君。
- ○8番(森本節弘君) もうちょっとゆっくり、ちょっと聞き取りにくいんで。

わかりました。22年3月の水道ビジョンやね、これをもとに今水道計画やっていってもらってます。これっていうんは大きな長期目標で、10年ぐらいで、大体その中のまた年次ごとに見直すとかというふうなもんで、この時点で、22年3月時点で、阿波市の水道の長短所というんか、悪いところ、ほとんど悪いところやね。各町でやってた水道ビジョンを1つでまとめた、その中で各町でやっぱり進んだところ、おくれたところ、ほんで今課長おっしゃったように、昭和40年前後から始めた管が老朽化して、この時点でかなり高い内容で水道ビジョン計画できてると思います。これちょっと読み返してみよって、いろいろそのときから、今おっしゃっとったような問題点が列記されてますよ。これ事業経営に関することを今から2点目でお伺いする前に、再問として、今の流れっていうんがわかるし、計画的な年次計画も今やってるんです。今回、5年して、去年の10月の議会のときにも、有収率の問題で川人議員のほうから、その当時の大川水道課長のほうに質問が及びまして、22年度の阿波市水道ビジョンを作成し、現状を分析を行った上で、水道事業のあるべき将来像の基本方針を策定しておると。ここは、いいんです。今後は、この基本方針に基づいて、平成27年度、今年やね、27年度に施設の耐震性を踏まえた配水

計画の見直し、耐震計画にかなりのお金要ります。それまでにも、また24年でしたっけ、ちょっと水道計画の見直ししてます。今回、去年の12月のときにも配水計画の見直しを行って、将来必ず発生すると言われる大規模地震災害に強い施設に更新してまいりますって答弁されてます。27年度に水道施設耐震化及び配水計画を策定する予定、今年予定よね。

もう一点ちょっと再問なんですけど、この27年水道施設の耐震化工事及び配水計画の、今上水道の基本計画なされとんですけども、おととしかな、25年3月4日、阿波市の水道事業の現状と課題っていうことで、議会のほうへちょっと資料いただいてます。そのときには何が問題だったかっちゅうことは、要するに、さっき課長おっしゃっとった民間委託、徴収のね、民間委託の件でね、削減効果とか人件費とかいろいろおっしゃっとって、そのときの大きく2つが、このときに阿波市水道事業の現状と課題っていうことで課長のほうから言われたんが、課題が、第1は災害対策等の充実ちゅうことが1点と、もう一つは業務委託っていう2点が柱だった。今回出る27年の上水道基本計画には、その当時災害対策等の充実の中で新規事業ちゅうことで、長期で一応市場高区配水池築造工事から大俣の低区送水管布設がえ工事まで、1から6項目、小倉も含めて、30億5,000万円の事業費組んどんですよ、概算でね。私ちょっと聞きたいんは、この27年度の上水道基本計画に、今度耐震が入ってきたんで、これと含めて、この事業計画にまた別部分で今は耐震を見込んだ事業費が出てくるのかどうか。含めた耐震事業費が、また追加されるのかどうかっていうことを再間でもう一点お聞かせください。

- ○議長(木村松雄君) 塩田水道課長。
- ○水道課長(塩田英司君) 森本議員の再問にお答えいたします。

水道ビジョンで策定しております耐震化の更新の中で、今後土成の送水管等を行っていく中で、それは耐震事業費として追加されてるかということでございますが、その分については、水道ビジョンの中では土成の送水管の耐震化の分については見てないとは、私は考えております。

## (8番森本節弘君「えつ」と呼ぶ)

水道ビジョン策定時におきましては、土成送水管の更新事業費については想定はしてない。

## (8番森本節弘君「してない」と呼ぶ)

はい。そのために、今回上水道基本計画ですか、今年策定する中で、土成の更新及び阿

波町の新配水池を含めた事業計画の見直しをしようということでございます。

簡単でございますが、答弁とさせていただきます。

- ○議長(木村松雄君) 森本節弘君。
- ○8番(森本節弘君) そうやね。今、課長おっしゃっとったようにね、ちょっと前に事業計画の大体概算の試算表をもらってますよ。これ、恐らく25年の業務委託するときの部分での財政改革表をもらったもんですよね。その中、ちょっと一遍見てみたら、やっぱり土成の送水管布設の工事は、一応お金は大体出してはあるんやけども、財政計画載ってない。ということは、今回の27年度の部分でやっていくんかなっていうふうな。これ小さいお金でできないと思いますよ、耐震、今から。今まで、25年で見ていた30億円余りの事業と、また別に耐震のは見ていかなあかんね、そういうことでいいですよね。その中で、基本は水道ビジョンから始まって、この27年にそういうことを含めて計画やっていく。今、課長は、それをやられているっていうことでいいですね。
  - 1問目は、そういうことで、わかりました。
  - 2問目に入ります。

2問目に入る前に、前にというか、一応このとき、今私手元にある事業計画をいただい とんですけども、2問目の質問として、水道事業の財政改革やね、今度逆に。ビジョン計 画はすばらしいものできてるんですけど、財政、恐らくこれ財政厳しくなってくると私予 想しまして、前にも、いただいとるやつもちょっと見よったら、かなり厳しい財政計画。 その中で、ちょっと2点目の水道事業財政についてお伺いします。

まず、1点目が、事業計画をした22年から、この27年はまだ予想としか出んと思うんで、財政収支のこの5年間の今の財政の動向というか、結果ちょっと教えていただきたいんと、それともう一つは、手元に私いただきたかったんですけども、今後10年、一応は5年、できれば10年ぐらいね、40年ぐらいまでの今後の水道事業の財政の中・長期計画を示していただきたい。2点目の質問は、この2点をちょっとお伺いします。

- ○議長(木村松雄君) 塩田水道課長。
- ○水道課長(塩田英司君) 森本議員ご質問の水道事業財政についての1点目、平成22 年から27年度決算財政収支の動向を示してほしいについてお答えいたします。

平成22年度から平成27年度決算財政収支の動向でございますが、まず平成22年度の純利益ですが、1億4,363万4,205円となっております。次に、平成23年度の純利益は1億1,105万6,805円、次に平成24年度の純利益は1億96万3,

923円、次に平成25年度の純利益は9,658万4,077円、次に平成26年度の 純利益は3,167万5,846円となっております。次に、平成27年度は、見込みで はございますが、純利益が2,680万円ほどと予想しております。

平成22年から平成27年決算財政収支の動向につきましては、老朽施設、また老朽配水管の修繕費用増加等による営業費用の増加、また人口減少に伴う給水収益の減少により利益が減少傾向にあると言えます。今後は、このような傾向を踏まえ、経費の削減と収支向上に向けた、なお一層の努力をしてまいりたいと思います。

次に、2点目、今後の水道事業の財政中・長期計画を示してほしいについてお答えいた します。

今後の水道事業の中・長期計画でございますが、1点目で申し上げましたように、ここ最近の財政収支状況につきましては、老朽化した施設、配水管等の修繕費がかさむことによる事業費用の増加、また人口減少に伴う給水収益の減少により経常利益が減少傾向にあると言えます。このように、今後将来にわたり、給水収益の増加が見込めない中においては、事務経費等においても削減に努めるとともに、事務運営方式の見直し、また施設の管理方法等の改善等にも努めてまいりたいと考えております。

そうした中で、さきにも申し上げました本年度策定の上水道施設整備計画に基づき、合併特例債を活用した出資金や上水道事業債、内部留保資金、また建設改良積立金等を有効活用し、老朽管更新事業及び耐震化事業、また配水施設等の統廃合を進め、整理することにより、管理の効率化、有収率の向上による電気代等や薬品代の削減等の経費の削減につなげて、経営の効率化を図り、長期にわたり安定した経営を目指したいと考えております。

また、今後において財政的に厳しい年もあろうかと考えられますが、10億円近い内部 留保資金を持っておりますので、活用し、しのいでいきたいと思います。

また、人員につきましても、条例改正し、減少させて給料を抑えることも、今後検討課題の一つかと考えております。

以上、簡単でございますが、答弁とさせていただきます。

- ○議長(木村松雄君) 森本節弘君。
- ○8番(森本節弘君) 今おっしゃっとったように、どんどん収支悪くなっていますよ。 要するに、当初の水道ビジョンで計画しとった給水人口が4万4,800、それに最大給 水量って3万2,200よね。今だったら、これ、今さっきおっしゃとったんが3万6,

000ですかね、今給水人口。恐らく、これは今年は半分ぐらいになっとるわね。ほんで、今総合計画でも3万人とおっしゃりよるしね、人口。それと、1日最大給水量も、これも今大方半分に近くなってきてる。何かっていうと、収支が、営業収益が上がってこない。ここ22年から27年でも、収益自体っていうのは、かなり3,000万円も4,00万円も、5,000万円近く下がった。それに対して、今度営業費用が上がってますよね。この営業費用も、さっきおっしゃっとった大きな事業プラス、それと減価償却。これ大した部分がかなり大きなウエートを占めてきとんやけども、収益が下がって、営業費用、要するに投資的経費がどんどん上がってきてますよ。これどっかの時点で交差して、反対になってくるわね。これが、前に事業費でいただいておったんが、私がちょっと見てみたら、来年、再来年から、これ収支の反転がある。29年から純利益が大方300万円ぐらい減額になってきて、40年には4,000万円も5,000万円も純利益が減る。

課長、今おっしゃっておった、今年の上水道基本計画、これは恐らく事業の大方基本計 画って出るんですけど、財政計画ってのは、どうなってます。今大きなビジョンでやって いくんじゃけども、これで決まったもの、今回昨日の質問でもあったように、この12月 って、来年度の予算の査定段階に入って、骨格を出していく基本的な時期ですよ。その中 で、水道課、一般財源と比べて特別会計、企業会計で、課長を長として、今11人体制と 民間の委託業者とで大方20人近くかな。その中で、この大きな事業をやっていけるかっ ていうことが計画立てていけるかって、私心配しとんです。現実、難しい。30億円の事 業をやりながら、今11人おられる中の課員だけでも、かなり厳しい部分で動いてると思 う、老朽化した施設の修繕とか、そんなんにね。なおかつ、さっきおっしゃっとったよう な民間委託した集金のほうも、そっちのほうもあれで、恐らく財政計画なんてなかなか難 しいと思いますけど、今、課長どうですか、できますか。できますかって、してもらわな いかんのやけど、きちんとした財政計画をやっとかんとね、私が言う、水道事業会計も連 結決算したときに一般財源にかなり影響してくるんで、一般財源食い出すと言うたらおか しいけど、基本的に水道会計事業っていうんは独立採算だから、出資金としか出せんとい うことで、去年の10月時点に川人さんまた質問しとったように、一般財源を放り込んで いくちゅうんは、なかなか限度があると思う。計画はどうですか、今。課長の今の計画、 27年度しながら、財政改革というのは、来年の予算の時期に出せますか。出せるよう な、今財政計画できてますか。

○議長(木村松雄君) 塩田水道課長。

○水道課長(塩田英司君) 議長の許可をいただきましたので、森本議員の再問にお答え します。

森本議員からは、給水人口減少により給水収益が上がらない中、老朽管の更新等、営業費用が上がっていくと。そうした中で、収支の逆転が29年度近くから起こってくるのではないかと。そういうふうな中で、財政計画はどうなってるかというご質問だろうと思っております。

水道課といたしましては、先ほどにも答弁いたしましたように、事務経費等においても 削減に努めるとともに、運営方針の見直し、また施設の管理等の改善に積極的に努力し…

(8番森本節弘君「ごめん、ちょっともっとゆっくり言って」と呼ぶ)

はい、済いません。そうした中で、財政収支を健全に維持していくために、水道課におきましては、先ほどの答弁でも申し上げましたように、事務経費におきましても削減に努めるとともに、事務の運営方式、また施設の管理方法についても改善に努め、経費の削減に努力をしてまいりたいと思います。

また、先ほどの答弁の中にも申し上げましたが、合併特例債を活用した出資金、または 上水道事業債、それと留保資金がかなり10億円近くございますんで、それを活用して、 健全な経営を維持していきたいと、こういうふうに思っております。

以上、簡単でございますが、答弁といたします。

- ○議長(木村松雄君) 森本節弘君。
- ○8番(森本節弘君) 課長、できないですよ。

まず、1点、経費削減いきましょう。

25年3月にした試算でね、これ26年4月から民間委託したんやけども、このときの削減効果、この間の産業建設常任委員会のときでも松永議員が質問しとったんですけど、削減効果、業務委託することによって、また鳴門市と同じように99.85%まで収納率を上げることによって、現在より1,100万円の増収を見込んだと、このとき1,100万円ね、民間委託することによって。それと、収納率を99.85まで上げた。人件費、人件費の削減を3,400を見とんね。ほんで、検針の委託料を1,100万円。要するに、これを差し引きすることによって、業務委託を今5,400万円でしたかね、業務委託は、このときに出る削減効果って5,500万円で、人件費、今それも11人置か

れていますよ、水道会計は、それに 5 , 4 0 0 万円。これで、人件費別にして、人件費は、要するに、そのとき業務委託で……。人件費 3 , 4 0 0 万円上がると言うけど、 3 , 4 0 0 万円上がってないね、上がってませんよ。ほしたら、このときで業務委託して、削減費とプラス・マイナスした時点でも 1 0 0 万円しか上がらんのが、結局全く、 1 1 人置いて、そのまま民間委託して、徴収率は上がったけども、民間委託料の 5 , 4 0 0 万円が削減効果で増額になってる。絶対、だからここはプラスにはならない。

それと、今内部保留金を当てにしとんだけど、内部保留金、今までずっとやってためてきたんは何かといったら、事業を、そういうふうな施設の老朽化とかに対応するための内部保留金になって、10億円。これやってね、毎年赤字来年出てきたら、補填していくようになってきたら、15年先には、これ4,000万円も5,000万円も毎年出てきたら、10億円ないですよ。だから、私は、この27年には、必ずきちんとした財政計画、収支計画立てて……。3間目でも出してあるんですけど、今の水道会計ではなかなかもたんのじゃないかなと思ってる。もっとやり方変えるか、広域化するか、集約するかせんと、もたない。いつまでも、内部保留金を当てには事業運営できない。まして、老朽化設備、耐震に対しての事業で施設の更新はできない。まして、これ人件費の削減なんてもってのほかで、これ恐らく私、11人を引けとは言わない。11人要って、まだなおかつほかに今の計画性へ入れたげなあかんぐらいの人員要るんじゃないかぐらいやから、削減なんかできないと思う。11人引いたら、全く事業できないですよ、今の状態だったら。だから、今回の27年度の上水道基本計画を基本にして、その中で本当にきちんと真剣、真剣ちゅうか、ほんまに頭突っ込んで事業計画をやっていってほしいと、そういうふうに思っています。

続いて、3問目に移ります。

水道事業の広域化等、これ副市長にお伺いしますけども、水道のビジョンの中で、やっぱり経費削減と水道事業費の健全運営するためには、水道事業の広域化統合っていうんを前提に上げとんですよ。ちょっとお聞かせ願いたいんが、今回上水道事業と2つの簡易水道事業の統合を推進していくって言うとんですけども、今現在5年たって、そのままですよ。今後のこの考え方、副市長、ちょっと答弁お願いしたいんと、今私が今までこの2点で課長からいただいた答弁から推測するところによる水道事業会計のこれからの事業運営の将来像、副市長、どういうふうにお考えしとうか、お聞かせ願いたい。

○議長(木村松雄君) 藤井副市長。

○副市長(藤井正助君) 森本議員の3点目、水道事業の広域化統合についてのまず1点目、市内上水道事業と2つの簡易水道の統合推進していくとしているが、今後の考え方は、それと2点目で、今後の阿波水道事業は特別会計では運営が難しくなると思われるが、水道事業運営の将来像をどう考えているかという質問をいただいています。これについて、あわせて答弁させていただきたいと思います。

まず、1点目の市内上水道と2つの簡易水道の統合を推進していくこととしているが、 今後の考え方について答弁させていただきます。

現在、阿波市には、水道事業体として公営企業会計の阿波市上水道事業及び昭和30年に給水を開始しました市場町の八幡簡易水道管理組合が管理する八幡簡易水道事業、それから合併以前の阿波町が昭和55年に設置して、現在阿波市特別会計で管理運営しております伊沢谷簡易水道事業の3事業体がございます。上水道事業と簡易水道事業の事業統合につきましては、議員おっしゃるとおり、長年来の懸案事項となっていたところでございます。

そうした中、まず上水道事業と八幡簡易水道事業との事業統合についてですが、平成2 2年3月に策定した水道ビジョンでの簡易水道統合計画書の中で、八幡簡易水道事業については、過去50年以上組合運営が安全な管理運営を行っているため、そのまま存続させていくと、このようになっております。

次に、伊沢谷簡易水道事業との事業統合につきましては、簡易水道統合、先ほど申しました計画書の中で、阿波市水道事業に事業統合して、阿波市上水道事業に一本化しますけども、施設の統合ですね、いわゆる配水管とか送水管の結合は行いませんよということです。現状の浄水施設を利用して、経営のみを統合するということが示されております。

そうした中、伊沢谷簡易水道事業の給水区域が、生活環境の厳しい中山間地域に伊沢谷ございまして、平成27年度現在、給水戸数が48戸、それから給水人口が100人余りと、非常に小規模な簡易水道事業でございまして、10年後には給水人口が半減すると予想されております。そうしたことを踏まえまして、事業統合することを考えるに当たり、伊沢谷簡易水道事業特別会計の財政状況を検証した結果、平成22年度が歳入総額309万4,000円に対しまして一般会計からの繰入金が60万円、それから平成23年度が歳入総額266万円に対しまして一般会計からの繰入金が50万円、それから平成24年度が歳入総額448万3,000円に対しまして一般会計の繰入金が240万円、それから25年度が歳入総額290万1,000円に対しまして一般会計からの繰入金が100

万円。4年間の繰入金の総額は450万円となっておりまして、4年間の歳入総額1,763万8,000円に占める割合は25.5%となっておりまして、このことから施設の修繕等を実施した場合、一般会計からの繰入金に頼る財政状況になっているということでございます。

このようなことから、今後においても、伊沢谷簡易水道事業を取り巻く財政環境は大変厳しいものがあると考えておりまして、上水道事業と伊沢谷簡易水道事業とを事業統合した場合、やはり今後なお厳しい上水道事業の運営への影響を踏まえまして、現在のところ事業統合は行わない方向で考えているという、考えというか、結論づけました。

なお、今後伊沢谷簡易水道事業の運営につきましては、施設の長寿命化等々を図りまして維持管理をしっかりと行い、施設運営を行っていきたいと、このように考えているところでございます。

次に、2点目の今後の阿波市水道事業は特別会計で運営が難しくなると思われるが、水 道事業運営の将来像をどう考えるかについて答弁させていただきます。

上水道事業につきましては、地方自治法や地方公営企業法等の規定によりまして、市町村等の地方公共団体が経営する公営企業として、一般会計とは独立した会計とすることが定められております。これにつきましては、上水道も簡易水道も同じということでございます。これによりまして、阿波市の上水道事業におきましても、一般会計とは違い、独立した阿波市上水道事業会計を設置して、財務管理を行っているところでございます。

そうした中で、水道事業運営についての将来像をどう考えるというご質問でございますけども、近年の上水道事業の財政収支状況につきましては、先ほど課長のほうからも答弁させていただいたとおりで、阿波市の水道施設は、昭和30年代後半や40年代、また50年代に建設された施設の老朽化に伴う修繕費等の増加に伴いまして、経常経費の増加や給水人口の減少による給水収益が減少し、経常利益が減少傾向にあることから、今後水道事業運営は大変厳しいものがある。議員おっしゃるとおりだと思います。

このため、今後においては、その措置としまして、発行期限が平成30年度までの合併特例債を活用した一般会計から出資債、またはそれとは別に、上水道事業でも一般会計からの合併特例債を活用しない場合の一般会計の出資債もございます。それから、内部保留資金、それから建設改良積立金、上水道事業債等々を十分活用しまして、施設整備計画に基づいた老朽管更新、耐震化、配水管施設の整備や統廃合を進めていくことにしております。これによりまして、施設管理の効率化、さらなる有収率の向上を図りまして、電気代

等の経常経費の削減につなげるとともに、先ほど申しましたように、さらなる水道使用料の徴収率向上に取り組みたい、このように考えております。

また、このたび実施しております施設整備計画が終了次第、定員管理の適正化も視野に 入れながら、持続可能な水道事業の運営を目指していきたいと、このように考えておりま すので、よろしくお願いいたしたいと思います。

以上、簡単でございますが、答弁とさせていただきます。

○議長(木村松雄君) 森本節弘君。

○8番(森本節弘君) しつこいようですけど、簡易水道と上水道、合併ありきで、統合 ありきで、私も言ってます。今、副市長の答弁聞いてたら、今何とか内部保留とか、合併 特例債等々で施設の充実を図りながら、上水道の財政を維持していくっていうんが、いっ ぱいいっぱい。それが何年までっていうんが、大方読めとうと思うんです、それで使える のが、大体事業費わかっとんですし。特に、減価償却の水道事業費に関しては、借り入れ の利子なんかも安いらしいし、安いというか、長期でかなり借りれるんで、何千万円か何 億円かの事業費つけても、25年、いや30年、35年とか長いスパンで償還できるって いうとこでやっぱり落ちついたとこにもあると。だが、今おっしゃってたように、上水道 を何とかもたすためには、今計画は何とか落ちつけてるんだけど、要するに、八幡の簡易 水道にしても、伊沢谷簡易水道にしても、人は少なくなって、供給の管の施設とかも、上 水道と一緒でね、ただ簡易水道ちゅうんは、101人から5,000人以下、5,000 人以上が上水道っていう、人口配分だけでの水道事業会計なんで、小さいほどやっぱり会 計もやりにくい。なかなかしんどい部分があると思う。ただ、簡易水道をこのまま置いて おくことの今はいいんやけど、上水道でさえ、そこまで設備投資も入れて、それだけ負担 がかかる。簡易水道なんか、今度自身で耐震化はできない。壊れたときにどういうふうに 倒すかって、結局放っとけませんよ。だから、あくまで統合して、財政を健全化さすって 意味でなしに、今の段階で簡易水道の部分も財政計画を立てて、設備のほうも考えといて いただかんと、すぐにこれ簡易水道ももちません。もたないと思います。

やっぱりさっきから何遍も言よるように、財政は、今の持ってある貯金でやっていくっていうふうにどうしても聞こえるし、何とかそれで当面の間維持、もたすと。何かというと、やっぱり企業会計ですし、もとをただせば、どこからお金をいただくかって言うたら水道使用者、要するに、市民からの水道料金、今1,050円ですかね、基本料金、これは上げざるを得んような。考え方として、設備投資しなあかんから、何十億円もしとうか

ら、それは1回に大きな金額戻さんだけ、長期なんだけど、これが15年、20年、40年かけて減価償却する間に、私やはおらんのやけど、きちんと財政計画立ててあげたってほしいなと。水道、絶対に生命維持っていう部分からしても大切ですし。ほかのまた事業会計でも、電気とかガスとか水道とか、いろいろな部分はあるんやけど、水道に関しては、設備投資だけを充実させたら、水なんていうもんは、ただで吸い上げてきて、結局私やの体の中の通過税なんで、使用料というふうにしとうけど、あれ通過税ですよ。結局は、発散して、また帰っていって、自然にまたそれをくみ上げて、いただく。やっぱりそういうところの部分を、基本をもう一遍立て直していただいて、この水道ビジョンにかなったような水道計画していただきたい。半分以上が問題提起ですよ、この水道ビジョンをもう一遍読み返すとね。

そういうことで、水道のこういった統合についても、一応財政面も含めて、これからの簡易水道の、上水道だけでなしに、簡易水道の設備の更新も考えた中で、どういうふうに統合していくか。統合は今しないとは言っとんやけど、恐らく統合っていうよりも、簡易水道も水道事業の中で、どうしたってそういう部分の財政は補っていかなあかんの違うかなと私これから思うので、そういうとこも、副市長、またよろしくよく考えていっていただきたいと思います。

何を言わんかというと、去年も財政計画よく言わせてもうた。 27年、これ課長ねえ、課長、一生懸命やってる。来年の3月の予算の中で、この後の計画は、今後40年の計画に匹敵するけんね、そこでこれ狂わせたら、水道会計ねえ、一般会計に悪影響及ぼしますよ。これ課長の汚点になる、うん、水道課長の。水道課長って、ほかの部長としたら、課長といっても部長級ですよ、頂点だからね。あなたの考えで、やっぱり大きなあれはできるんで、ふだんの維持管理とか徴収だけにこだわらず、これもっと頭置いて、上水道計画出てきたら、財政計画やってください。お願いします。

まとめます。

今回の阿波市水道ビジョンの3点の質問によって、将来的に予想されるのは、このままの状態で水道事業会計を放置しておくと、平成29、30年以降、経常損益がマイナスに転換されていき、水道事業財政の運営は困難をきわめることは目に見えています。また、最悪の場合、一般会計予算と連結決算することにより、一般会計予算全体の財政圧迫を招くことも予想されます。22年3月に策定された阿波市水道ビジョンの事業経営に関する課題の中でも、収益性・安全性、施設の効率化・生産性、料金・費用、この3つの評価区

分についての財政指標課題から人口減少や長引く景気の低迷などにより、給水収益が減少する一方で、施設の老朽化が進行しており、自然漏水事故の発生や機器設備の故障などによる修繕費、事故対策経費が増大しており、大規模地震による大惨事からの回避として、想定地震による防災計画が推進、整備されるなど、地震系被害に対する危機管理意識が高まっており、今後の更新事業や耐震化事業を鑑みると、厳しい事業運営が予測されるとあります。

また、25年3月4日議会提出され、阿波市水道事業の現状と課題についての中にも、災害対策の充実、業務委託について、2点の大きな課題を提案しています。中でも、災害対策費用として新規事業として1の市場高区配水池築造工事から6の大俣低区送水管施設工事までの6事業に事業ベースで30億5,080万円に上る新規事業を25年度、おととしから随時工事発注がされております。工事施工進行は何ら問題のないことなのですが、問題は資金調達と資金計画にあります。水道事業会計上、長期40年に及ぶ減価償却の償還支出は、会計決算上かなり公債費の償還には有利と思われますが、現在の水道課の水道事業対応は、余りにも将来の水道事業運営における財政状況を甘く考え、事業運営がずさん過ぎると言わざるを得ません。

公営事業会計とは、直接社会公共の利益を目的として経営され、水道事業運営は、独立 採算制のもと、原則水道料金で賄うということが前提となります。このままでは、近い将 来水道料金の値上げという問題に直面することは目に見えています。しかし、景気低迷の 中、また消費税増税の中、市民の命をつなぐ飲料水供給での水道料金値上げは、私のみな らず、阿波市民皆さんは決して納得できるものにはならないと思います。そうなる前の、 この平成27年度中に、しっかりとした上水道基本計画を策定し、阿波市民が納得してい ただける長期財政計画、また事業予算の執行を心からお願いいたしたいとも思います。

最後になりますが、現在の独立採算した水道課長のもと、11人の課員では、27年度中に今後5年間の水道ビジョンの事業目的達成計画を策定するにはかなり難しいものが現在あると思われます。今回質問させていただいた水道事業会計は、想像以上に悪化していくと思われます。どうか、この大きな問題を抱える水道事業財政計画を水道課だけでは問題解決は難しいと思われます。野崎市長、藤井副市長、市原政策監、お三方を含めた、どうか特別対策会議というものも招集していただき、問題解決を図っていただけるよう切に要望して、全ての質問を終わらせていただきます。

○議長(木村松雄君) これで8番森本節弘君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時56分 休憩 午前11時15分 再開

○議長(木村松雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番松永渉君の一般質問を許可いたします。

10番松永渉君。

**○10番(松永 渉君)** 10番松永渉、議長の許可を得ましたので、一般質問を始めます。

さきに、森本議員がすばらしい、水道の健全化の質問をされた後、重箱のつつくような 質問ではありますが、しっかりと答えていただきたいと思います。

阿波市においては、地方創生に向けて総合戦略ができました。総合戦略とは何か。簡単に言いますと、消滅可能なまち阿波市を持続可能なまち阿波市にする計画であります。私が生まれたときには、旧4町で毎年1,000人以上の子どもが生まれていました。現在、200人少々であります。35年後には、100人になるという推計もあります。消滅可能なまち阿波市を持続可能なまち阿波市にする計画が総合戦略であります。この総合戦略、市民の意見や要望を聞き入れ、5年間で91事業を行うことになっています。しかし、91事業全てが実行できるのでしょうか。成果は出るんでしょうか。私は、難しいと思います。市民の要望は無限であります。行政の課題も無限であります。しかし、財源は有限であります。今回の私の質問は、行政の課題は無限、財源は有限という観点から質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

今回の総合戦略の中に、結婚、出産、子育ての希望をかなえることを目的とした多子世帯保育料無料化事業があります。この事業は、18歳以下の子どもが3人以上いる世帯に、第3子以降の保育料を所得制限なしに無料化するという事業であります。しかし、私は、保育料の無料化は、全世帯が対象になる第1子から行うべきと考えていますが、阿波市は、なぜ第3子以降から保育料の無料化を始めたのか、答弁を求めます。

もう一点は、この事業の財源の半分を負担する徳島県では所得制限を設けていますが、 阿波市は政策として所得制限を撤廃しました。なぜ撤廃したのか。結婚し、3人以上の子 どもに恵まれ、所得が十分にある人に、経済的支援がなぜ必要なのか、答弁を求めます。 〇議長(木村松雄君) 高島健康福祉部長。 ○健康福祉部長(高島輝人君) 議長の許可をいただきましたので、松永議員の第1間、 多子世帯保育料無料化事業についての第1点目の保育料の無料化は、第1子から始めるべ きではないかとのご質問にお答えをいたします。

本市におきましては、子育て支援策の一つとして保育料の負担軽減に取り組んでおり、 国の基準額の約56%に設定し、県下8市の中でも最も安い保育料の設定をさせていただいております。また、本年度は、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用して、中学校3年生までの児童を対象に、県下で唯一実施しております第1子から子育て応援券を配布し、本市独自の子育て支援事業として取り組んでいるところでございます。

また、本年4月から実施されました、県の多子世帯第3子以降保育料無料化事業につきましては、多子世帯の経済的負担を軽減し、安心して子どもを育てる環境づくりを推進することを目的として実施されております。本市におきましても、多子世帯保育料無料化事業につきましては、総合戦略にも盛り込み、9月議会でご承認をいただいた後、本年4月に遡及し、少子化対策としての施策としても取り組んでおります。

議員ご質問の第1子から保育料無料化につきましては、先ほども申し上げましたが、現在市の独自の施策として、一般財源から財政負担し、保育料を国の56%に軽減し、経済支援を行っているところでもございます。さらに、これに加えまして、第1子からの保育料無料化ということになれば多額の財源が必要となり、その財源確保は非常に厳しい課題であると考えております。

続きまして、2点目の質問、結婚し3人以上の子どもに恵まれ、所得が十分ある人に経済的支援がなぜ必要なのかとのご質問にお答えいたします。

この多子世帯保育料無料化事業につきましては、多子世帯の第3子以降の児童の保育料を無料化することにより、子育て環境の経済的負担を軽減し、少子化の進行が危機的状況にある中、少子化対策を推進するための施策でございます。人口減少対策として、地方創生の中でも多子世帯に対する支援が盛り込まれております。このように、現在国や県の施策の流れが、多子世帯への経済的負担の軽減に加え、少子化対策として3人以上の子どもを持てる環境ということで進んでおります。また、本市におきましては、本年5月に地方創生に関するアンケートを実施し、その中で多くの市民の方が理想的な子どもの数が3人だが、予定する子どもの数は2人と回答しており、この理想と現実の差を生じさせている要因の上位が経済的な理由であり、経済的負担軽減により3人以上の子育て家庭に対する支援に特に力を注ぎ、出産、育児に対する負担感、不安感を緩和することで、多くの市民

の方に理想と現実を近づけてまいりたいと考えております。

現在、本市の多子世帯保育料無料化事業につきましては、第3子以降の児童に対しまして所得制限を設けず、市独自の支援策として取り組んでおります。また、この事業の県内市町村の取り組み状況を見てみますと、県内24全ての市町村がこの事業に取り組んでおるところではございますが、1町を除く全ての市町村が所得制限を設けていない状況でございます。

本市といたしましては、第3子以降の乳幼児に対しまして、経済的な負担の軽減や人口減少、少子化に歯どめをかけるという観点から、所得額にかかわらず、経済的負担を社会全体で支え、人口減少、少子化に歯どめをかけていきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(木村松雄君) 松永渉君。
- ○10番(松永 渉君) 今答弁いただきましたけど、第1子からやるのには財源確保が 難しいということみたいです。

私が第1子から保育料の無料化をすべきだという考えの理由には、3点あります。

1つは、子育ての課題は無限にあります。でも財源は有限であります。そうした中で、阿波市がやっぱり最低限責任を持ってしなければならない子育て支援は、二人の若者が結婚し、二人の子どもを産み育て、命をつなぐことでなければならないと思っています。この法的根拠ですけど、憲法第25条、「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」この文言は、福祉行政全般の基本的理念になっています。最低限度の生活を保障する。最低限度ちゅうんは、社会情勢によっても変わってきます。この最低限度の生活を保障する権利を子育でで考えた場合の現状ですけど、私たちのときは既婚率も9割ぐらいあったんが、今は7割に下がっています。それから、合計特殊出生率は1.4、女性が一生涯で産む子どもの数が1.4人になりました。昔は、3人ぐらいまでいってました。そして、夫婦の出生率、2を切りました。この現状を考えたときに、やっぱり行政が最低限優先的にするんは、子育て支援をするのは、若者が結婚し、二人の子どもを産み育て、命をつなぐことが最優先課題となります。そのためにも、保育料の無料化は、全世帯が対象になる第1子からやるべきだ。

2点目には、もう少し社会情勢を考えた場合に、日本は資本主義社会であるために、政策としても経済最優先の政策がとられています。そのため、格差社会が広がっています。

特に、非正規労働者は4割近くになりました。この人たちは、正規労働者の2分の1から3分の1で働き、所得格差、所得の不公平が広がる社会となっています。こういうことが原因になって、子育てしようっていうのは、全て下がっています。さっきも言いましたが、既婚率は70%。この70%も、非正規の既婚率は、正規の既婚率の半分しかないと言われています。それから、出生率が1.4、出生数は1.96で、子どもを産む予定数は2.07。理想も、さっき3って言われたんですけど、全国には2.42まで下がっています。そして、うちのアンケートでもわかりますように、そういう状況の中で経済的支援が欲しい、子育てには経済的支援が必要だと考える人が75%、全てと言ってもええぐらい、飛び抜けてこの数字って高くなっています。それとともに、経済的理由で、結婚したけど子どもは産まない、それから子どもは1人にしておくっていう人が2割を超えました。こういう事態になってくると、やっぱり第1子から保育料の無料化をし、第2の出産につなげるべきである。

3点目に考えることは、この事業って、多子世帯保育料無料化事業っていうんは、総合戦略の中で子育ての希望をかなえることを目的に位置づけされています。さっきも答弁にありましたけど、理想が3人だから3人からって言うけど、希望をかなえるっていうんだったら、一応希望がかなえられてる3人から経済的支援をするっていうのはおかしいと思うんです。理想の3人より、より遠いところ、要するに、経済的理由で、結婚したけど子どもは産まない、子どもは1人にしておくという、理想より遠いとこから経済的支援を打つべきです。経済的支援も、75%の人が必要と考えているんだから、私は、理想からより離れたとこから始めるのが政策としても必要だと思います。

第1子から保育料の無料化をすると、世帯的に見れば、今回の第3子以降の保育料の無料化と一緒の効果があります、経済的には、1世帯に1人無料化するんですから。それと、今回みたいな、要するに、17%が対象じゃなくて、世帯数で言えば1割5分が対象じゃなくて、全世帯が対象になります。それと、さっきから言よるように、第1子に打つことは、一人も産めない人を第1子への誘導、第1子を無料化にすることによって、第2子の出産誘導となっていくんで、僕は、政策的に考えても、福祉的にも考えても、やっぱり第1子から保育料の無料化を行うべきだと考えています。

経済的負担の多子世帯の支援ということでありますけど、多子世帯の経済的支援って、いっぱいありますよね。例えば、類似するものからいえば、保育所、幼稚園の同時入所における2人目からの保育料半額、3人からの無料、それから18歳以下で3人おるところ

の第3子以降を半額、それからさっき言いよったような子育て応援券、第1子の3倍行っています子育て応援券や、それから出産祝い金もあります。それから、1.5倍の児童手当と、たくさんあります。でもね、今ここでやらないかんのは、さっきの基本理念です。やっぱり優先されるべきは、若者が結婚し、二人の子どもを産み育てる、そこが一番行政として責任を持って最低限度進めていかないけないことだと私は思います。

今回の場合は、県のほうから半額補助が出ましたよね。だから、その部分としては、ある程度認めます。

再問ですけど、今後保育料の無料化を拡充とか進めていくときに、第1子から僕はやるべきと思ってんですけど、理事者側はどう考えているのか、答弁を求めます。

次に、所得制限の撤廃ですけど、やっぱり子育ての課題は無限、財源は有限の中で、所得は十分にある人に所得制限を撤廃して経済的支援をするっていうのは、私は間違っていると思ってます。今回は、答弁もいただきました。多分、同じようにしたいという第3子の子どもたちの同じ平等の支援をしたいということであろうと思います。それと、周り全部の市町村がしたんで、うちもするというようなことだろうと思います。

さっき答弁いただいたんですけど、僕が本当に聞きたかったのは、5点あります。1点目には、この所得制限を撤廃する決定をしたんは、多分最終的に提案決定したんは、皆さんやと思うんです。高所得者の人たちだと思うんです。じゃあ、皆さんの中で、どういう議論がされて、今回所得制限の撤廃が決まったのか。これ事前調査しました、僕。さっきから話しているように、要するに、周りがしている、それと平等にしたい、第3子の中で、それですんなり決まったんだと思います。反対の意見はなかったのか。

2点目に聞きたかったんは、所得制限を撤廃することで、予算を人数32人で割るとね、23万2,720円要るんです。じゃあ、23万円以上のお金を使うて、市単でほかに1人の子どもに対してやってる事業ってありますか。市単で、子ども1人に23万円以上のお金をつぎ込んでやってる子育て支援策ってありますか。これも事前調査しました。ありません。断トツです。今回初めてです。所得制限撤廃して23万円以上の金を使って子育てするんは、今回初めてです。

3点目に知りたかったんは、要するに、じゃあこれって一般の人は半額県からもらえるんで、所得制限対象者以外の人は5万円ぐらいか要らないんですよね、市単。所得制限対象者は23万円ぐらい、5倍ですわ。今までにない、そして1人当たり23万円という、今までにないお金使うて、一般の人の5倍の金をして、じゃあその費用対効果、政策効果

って何があるんです。これないと思うんです。全く費用対効果ないと思う。あるとすれば、総合戦略の中で書かれていた91事業全ての出生率、数値目標225、平成26年が216やから、225にしようっていうとこだけです。ほかに何もない。これは、91事業全部した成果です。子育て支援だけっていう考えもあるけど、やっぱり労働とかもありませんでね、就労なんかもだと思います。だから、成果はありません。

次にもう一つ言いたい、4つ目に言いたいことは、ここで23万円以上、そして32人、700万円以上の市の財源使われます、市単の財源。じゃあ、ここでこのお金を使うと、財源は有限なんで、どこかが減るんです。ここで無駄遣いされたら、どっかが減る。それと、本当にここが優先順位が高いんか。経済的にいけるとこへ経済的支援をするのがええことなんか。ここ3%ですよ。こっちに83%という、子どもは結婚しても一人も産めない、1人にする、2人までにしようという83%の、経済的支援、75%必要だって言う人がここにおるわけです。それのに、所得は十分ある3%の人に23万円という、総額で700万円以上というお金を打つんです。これは、だめだと思うんです。

次に、所得制限を撤廃するっていうことは、所得制限っていうんは、所得制限あっての 平等なんで、これを撤廃すると、格差が必ず開きます。このことについては、アンケート とか、それから若い人たちといろいろ話しました。確かに、所得制限の撤廃については、 是非については、やっぱり賛否両論あります。それで、これから僕が考える所得制限をこ うじゃよっていう話をしますから、そん中でもし間違っている点があったら、再答弁の中 で答えてください。

まず、所得制限の対象を高所得者600万円、低所得者200万円とします。実際の今回のかかるんは、多分年収でいくと700万円か800万円の人がかかると思う、年収でいくと。何で600万円にしたかって言うと、所得制限っていうのは、基本的な考えとして、お金のある人から25%の所得制限を行って、下25%の所得の低い人25%を助けるという意味がある。この600万円という金は、阿波市においては多分上位20%ぐらいに入ると思う、上から20%ぐらい。市民部長、余り現実と変わってると思ったら、再答弁してください。担当部長ですので、僕出してありますよ、通告。担当部長はあるにしてもよ、もし現実がすごく違うてたら、変えてくれたらいい。

そんで、もっとわかりやすくするために、説明するために、この600万円の人を阿波市の正規の保育士さん、200万円の人を臨時の保育士さんとします、わかりやすくするために。それと、何でこんな所得格差あるんでっちゅう質問をみんなにしたところ、お医

者さんと農家の人は違うだろうとか、年齢が違うたらそうなるんじゃないのとか、やっぱ り同じ仕事したって大企業と中小企業では違うんじゃないのとか。でも、一番大きいん は、やっぱり非正規と正規の所得格差、所得の不公平で、そうします。それで、市民部 長、600万円に対して、税金30%かけます。所得税とか住民税とか社会保険税とか、 消費税も入れましょうか。消費税は逆算あるから、入れても一緒か。30%にします、公 的負担。ほんで、200万円の人、所得格差是正するために20%にします。これが、ま た大幅に現実と違うとったら答弁してくれたらいいですから、再問に。それで、そうする と、どんだけ負担するか。要するに、負担額、こうなります。正規の人180万円です。 臨時の人は40万円か負担しません。ここでアンケートしたときに、全ての高所得者が言 うんは、180万円、4.5倍も払いよんやから、行政サービスだけは平等にしてくれ よ。この意見、かなり多いです。何倍払いよん。180万円も払いよんやから、行政サー ビスは所得制限なくして一緒にしてくれよという意見がある。こちらの人は、やっぱり同 じような仕事しよんじゃのに、給料上がらんのやったら、サービスぐらい余計つけてくれ よって言います。両方とも、人間的に僕は合ってると思う。正しいんです。じゃあ、これ を引いたお金、こうなります、420万円と160万円になる。さっき、ごめんなさい、 ちょっとさっき言い忘れた。これ3倍になってますけど、公的負担率が変わったけん、 2. 6 倍に格差是正されてます。最初、ちょっと質問漏れしたんですけど、話し方間違っ たんですけど、要するに、このお金って、じゃあ正規1人雇うたら、臨時さん3人の仕事 ができるんかっていうたら、絶対できないですよ、法的にも能力的にも。これが格差で す。でも、給料は3倍ついてます。その格差が、要するに、2.6倍に減ります。2.6 倍になります。ただ、これやり過ぎやとも思うんです。逆に言うたら、所得格差を是正す るん、本当は税だけの分を5%掛けてるって言われてる。あとの給付で20%をやるって 言います。これ10%になってるんで、こんだけはでけんと思うんですけど、こうなりま す。

そこで、さっきようけ払うたけど、じゃあ2.6人分の仕事できるんですか、正規1人でっていう話にもなります。でも、できる人もいるよね。皆さん、できると思います。できる人もおると思う。でも、僕はできないと。

こっから、生活格差の話になります、生活格差。要するに、最低限生活するのには100万円要ります。この根拠としては、生活保護が8万円ぐらいじゃけん、96万円かな。 僕、計算難しいんで、100万円とします。この最終所得から100万円引きます。する と、こうなります。320万円と60万円です。でもね、このお金が子育て、教育、最低の生活よりもちょっとでもええ生活しようっていうお金が320万円と60万円なんです。これは、生活格差5.3倍になる。5人分裕福になるんですか、正規と臨時と。それぐらい違うんですかね。この生活格差が開くことに、要するに、所得制限や弱い立場の人の社会保障給付があると僕は考えています。

それで、今回の保育料の制限考えます。320万円の人に23万円入ってます。60万円の人、0円です。今回の調査でも、23万円ぐらい構わんじゃないのっていう意見が数人から聞きました、もちろん高所得者の人ばかりです。ようけ払いよんじゃけえ、23万円ぐらいいいじゃないのっていう意見いっぱいいただきました。でもね、この人にとって23万円は大したことはないけど、教育、子育てに60万円か残ってない人にしては、大変なお金なんです。

それと同時に、何でこの人に23万円かって言うと、やっぱり保育料って、所得によって違うんですよ。だから、この人は23万円じゃけど、3%の人は23万円じゃけど、平均の83%のこの金額の人は12万円です。ということは、これをすることで、所得制限して掛けることで、11万円の所得格差を減らしてたんです。5.3倍っていう所得格差を減らすために、11万円の人と格差を減らした。ところが、こっちへ23万円打って、この人0円やじゃなくて、12万円払うんです。35万円の格差が出る。今まで11万円格差是正してたもんが、35万円の大きな格差になってます。そうなると、大したことがないって言う人もおられるかもしれんけど、負担額をここへ上乗せ35万円したら、どうなるんです。負担率、さっき10%をつけたけど、これ37.5%になります。所得の低い人が負担率高くなりますよ、税金の。そういう政策を提案するっていうんは、僕は間違いだと思う。

それで、時代劇の中で悪代官が出てきて、年貢いっぱいつけて、ほんで、お代官さんおこらえなしてっていうような時代劇の中ならいいです。でもね、阿波市議会で公務員が要するに格差を広げて、なおかつ低い人に税の負担をふやすような政策は絶対やるべきでないです、と僕は考えています。

それで、本当にやるなら、23万円の総額、32人じゃけん、700万円ちゅう金がありますわね、市単で使われます、ここへね、3%で。それを何でさっき言いよった、第1子への保育料軽減事業へ使えばいいのに。この人23万円かくれんかもわからんけど、1万4,000円ぐらいになります。すると、全世帯1万4,000円使うとるようにもで

きます。私は、そうすべきだと思いますけど、もう一度所得制限の撤廃については見直すべきだと考えますが、答弁をお願いします。

- ○議長(木村松雄君) 高島健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(高島輝人君) 松永議員の再問で、今後実施するのであれば、第1子からの保育料無料化を始めるべきではないのかということと、福祉の観点から、福祉には所得制限をつけての平等であるというふうな感じでお聞きしておりました。それであるならば、所得制限を設けるべきではないのかという再問であったかと思います。

先ほども答弁させていただきましたが、本市の保育料は、国の基準額の約56%に設定し、県下8市の中で最も安い保育料の設定とさせていただいていることから、第1子に対する支援も、県内他市と比較いたしましても、充実していると考えております。

第1子からの保育料無料化を実施するためには、国において議論が十分にされ、国の制度設計として実施すべきであり、本市独自の第1子保育料無料化は、財源の確保は非常に厳しいと考えております。また、県におきましては、この4月より多子世帯の第3子以降の乳幼児の保育料を無料化することにより、子育て家庭の経済的負担を軽減し、少子化の進行が危機的状況にある中、少子化対策としての強力に推進するための施策として、阿波っ子はぐくみ保育料助成事業を実施しております。本市においても、県事業を活用し、出産可能人口が減少する中、人口減少に歯どめをかけるため、多子世帯への支援施策として取り組んでおります。

このような状況下、現在どの自治体も生き残りをかけ、地方創生、人口減少、少子化対策に知恵を絞りながら取り組もうとしております。この事業の所得制限の設定についてですが、県事業では所得制限を設けていますが、本市といたしましては、所得額にかかわらず経済的負担を社会全体で支え、少子化に歯どめをかけていきたいと考えております。また、県下の市町村においても、23の市町村が所得制限を設けておりません。このことは、それぞれの市町村が少子化対策として多子世帯への保育料無料化について重要施策と位置づけているからだと考えております。

本市といたしましても、なお一層の子育て支援の充実に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解よろしくお願いいたします。

以上、答弁といたします。

- ○議長(木村松雄君) 松永渉君。
- ○10番(松永 渉君) 何もないですね。この前言うたけえ、もう言いたないけん、言

いよりません。

市長、ちょっと答弁お願いします。

やっぱりこんだけの格差つくって、そのまま残しておくっちゅうんは、ほんまに多分皆さん全体の汚点になると思う。行政の汚点になると思う。行政支援をしながら格差をつくって、その上所得の低い人に負担をふやすやなんて、こういうことはやっぱり行政がやるべきことじゃないと思うんで、その解決方法については2つだと思うんです。所得制限を設けるか、それか、じゃあ全体の人の保育料を無料化に向かって取り組んでいくか。でも、間違いなく、さっき言われたように、財源的には国や県へ要望していかなんだらできないと。ただ、この格差そのままにしていくちゅうんは、僕は絶対行政として間違いだと。だから、できれば国や県に申し込むことも必要だし、それだけで終わらずに、やっぱりお金が少しでも浮くんなら、うちは56%でええって言うけど、第1子無料化すりゃあ0円じゃけんね。だから、そっちの、第1子への軽減のほうをちょっとでも拡充していくような取り組み方をしてほしいっていうのが、僕なんです。

市長の見解を最後にお聞かせください。

○議長(木村松雄君) 野崎市長。

○市長(野崎國勝君) 松永議員からの再々問、多子世帯保育料の無料化の事業ですかね、その中で保育料の無料化を第1子から始めるべきだと1点と、もう一点、これは私のほうの再問に触れてないかもわかりませんけど、部長も答弁いたしましたように、結婚して3人以上の子どもに恵まれた人が、十分にある人の経済的支援がなぜ必要か、この2点だと思います。

質問聞いておりましたら、松永議員の質問の根底にあるのは、冒頭述べられましたけれども、まず子育てというのは、無限だろう。私も、これは十分に承知してます。あと、財政については、これは有限だと。ここらあたりは十分に認識していただいてる。その次に出てきたのが、憲法の中で、日本国憲法、国民は最低限度の生活を保障するということです。これも、私も十分に理解しております。あと、今の日本の国の社会、経済優先ですかね、そんなところで動いてるんだろうということで、国民に生活格差が出ててる。そのあたりが、恐らく今回の発言の根底になってるんじゃないかと私は理解いたしました。

その次に、そんなところから質問の2点に入ったわけなんですが、一番の課題、やはり 子育てが無限、それに対する援助政策、補助金等々ですね、これが有限ということがご理 解いただいておりますので、これを根底にご答弁をいたしたいと思います。 本市は、これまで子育て支援、るる今回の議会でも議員各位から随分とご質問をいただきました。市の独自の事業であります保育料の軽減、あるいは発達相談ちゅうんですかね、それからひとり親家庭の入学祝い金という非常にちっちゃい事業ですけれどもね、あるいはチャイルドシートの補助金であるとか、あるいは出産祝い金、ちょっと大きなハード事業ですけれども、小・中の耐震、あるいは大規模改造、また認定こども園ですかね、それから給食センターも含めていいかどうかわかりませんが、本当に子育てするなら阿波市と言っていいかどうかわかりませんけども、一人一人の子どもの年間の支援事業をトータルしたら、恐らく県下では、昨日江澤議員がちょっと触れましたけれども、相当な額、県下では相当な地位を占めるんじゃないかと思います。これについては、情報をいろいろ市民に対していたしたいなと思っています。

こうしたことから、議員も触れられましたけれども、今回の10月に策定いたしました 地方創生、これ何かといったら、やはり人口減少に対応するための総合戦略が大部分を占 める。ということは、やはり結婚してもらって、子どもを出産してもらって、あとは子育 て支援を十分にやっていく。そうすることによって、地方創生がなされるんじゃないかと いう国の考え方だろうと思います。それにのっとって我々自治体もしっかりとやりたい、実行したいと思っています。

そうした中で、阿波市の地方創生の、ご承知のように、アンケート調査を3,000人やりました。回答率は非常に低いんですが、3,000人の中で、たしかいただいたのは約970人ですかね、三十五、六%になっていますけれども。その中で、回答してくれた方たち、960人ぐらいの中では、約50%以上の方が子育て世帯でなかったかなと認識してます。子育て世帯の人が回答をしてくれたんですが、たしか、970人ぐらいで660人ぐらいが、やっぱり子育てにはお金が随分要るよなっていうのが73%を占めてる。じゃあ、お金が要るのに、1子、2子、3子の方に全て経済支援をやると、阿波市だけで、ちょっと計算してみたら1億2,000万円ぐらい、たしか要ると思います。県のほうは、第3子、18歳以下の子どもが3人以上いるところについては、支援しましょう。恐らく出てきたのは、これは根底にあるのは、理屈はともあれ、経済的支援と言ってますけれども、やはり財政的な問題じゃないかなと、私は勝手にうがっちゃいかんですがね。やはり支援なんですが、財政的なものが一番根底にあるんじゃないかなと私思っています。正直言って、私も阿波市の財政事情等々からいって、幾ら地方創生といえども、やっぱり1子、2子までいくと、相当な財政を、切り詰めるんじゃない、整理していかないか

ん。スクラップ・アンド・ビルドと言ってますけどね、そんな方法で対応せざるを得んじゃないかな。

いろいろ話を聞いてみましたら、今議員のほうからパネルを出して随分と説明していただきましたけれども、部長、次長、課長とは、相当恐らく議論をされてるように思います。ただ、私は、本当に今一生懸命聞こうとしたんですが、なかなかやっぱり理解できなかった。この件については、また後日しっかりと話を伺って、理解を深めたいと思っています。

そんなことから、やはり阿波市では、正直言いまして、地方創生、子育てやるにして も、やっぱり少し県並みに第3子以上のことについては落ち度のないように、粛々とアン ケートに答えていただいた、子どもがたくさんいる家庭は随分とお金が要るというのが7 3%になっていますので、それについてはしっかりと対応していきたいと思ってます。

あと、この件につきまして、やはり国も鳴り物入りで地方創生うたってますので、市長会等々の人たちも十分議論を尽くして、先般の特別要請になったような中学生医療費ですかね、特別要請していただくかどうかわかりませんけども、四国市長会、あるいは全国市長会へ向けて、国のほうへ積極的な要望をしていきたいと、かように思ってます。

そんなところでご理解をいただきたいな。ただ、さっきも言いましたパネルの話については、後日またじっくりとお話を伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

以上でございます。

○議長(木村松雄君) 松永渉君。

○10番(松永 渉君) やっぱりね、県は、多分所得制限を設けた第3子からやったんは、財政的なもんだと思う。でもね、本当に財政的なもんだから、うちがなんでここで経済的にいける人に経済支援の所得制限撤廃したか、阿波市の政策で撤廃したかが僕は不思議なん。第3子以降を支援する、反対してません。それから、今財源がないけん、第1子からせえとも言いません。でも、やり方としては間違ってるっていうことを言いたいだけなんです。やっぱり命を育むとか子育てとかというもんは、要するに政治、政やパフォーマンスでするもんじゃないと思うんです。正しく治める、質素でも本当に必要なとこから、それが目立たなくても公正公平に支援していくんが、命を育む支援だと思います。

それでは、まとめさせてもらいます。

地方自治体は、地域の課題に取り組むため、市民から権限と財源を預かっています。し

かし、地域の課題や要望は無限であります。財源は有限であります。優先課題を特定し、 政策を進めなければなりません。保育料の無料化については、第3子以降の保育料の無料 化が最優先課題ではありません。阿波市が優先すべき保育料の無料化は、第1子から初 め、第2子、そして全ての児童の保育料の無料化へ進むのが、福祉的にも、政策的にも必 要だと思います。

若い二人が結婚し、二人の子どもを産み育てて、命をつなぐことこそが地方創生の目的、持続可能な阿波市を実現することだと考えています。経済最優先の社会ではなく、子育て最優先のまちとなって、阿波市は全ての子どもの保育料の無料化に向けて一日も早く実現できることを希望しまして、質問を終わります。

(19番 三浦三一君 退出 午後0時02分)

○議長(木村松雄君) これで10番松永渉君の一般質問が終了いたしました。 暫時休憩いたします。

午後 0 時 0 2 分 休憩午後 1 時 0 0 分 再開

○議長(木村松雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。次に、17番香西和好君の一般質問を許可いたします。17番香西和好君。

○17番(香西和好君) ただいま議長の許可をいただきましたので、17番、公明党香西和好、平成27年度第4回12月定例議会での一般質問をいたします。

今回、既にお手元に配付のとおり、私は3点について質問通告をさせていただいております。

1点目に、市内の通学路について、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の児童・生徒が登下校している通学路、また父兄が児童を送迎している道路の総点検を実施しては。2点目につきましては、期日前投票に必要な宣誓書について、投票入場券の様式を変更し、明年平成28年7月予定の参議院選挙に導入施行できるのか。3点目について、日本に住民票がある全ての人に割り当てられる12桁の個人番号、マイナンバーについて、現時点での進捗状況は。以上、3点についてただいまから質問をいたしますので、理事者におかれましては、明確な答弁をお願いをいたします。

それでは、1点目の市内の通学路について。

学校教育現場においては、児童・生徒、教職員、関係する全ての人が、環境、景観のよい場所において教育ができるよう配慮することが大切だと考えております。それと同様に、児童・生徒が登下校している通学路についても、児童が安心して通学できる、また児童を送迎している父兄の方が安心して送迎できる、環境のよい、また景観のよい通学路を提供することが重要だと考えております。このようなことから質問に入ります。

第1点目に、現在通学路の維持管理はどのような形でやっているのか。2点目に、学校教育現場、また地元住民からの要望等は出ていないか。3点目に、以前この質問をした経緯がございまして、市内の通学路の総点検を要望いたしました。もし総点検を実施されたならば、実施された内容の経緯をお答え願います。

以上、3点について答弁を求めます。

- ○議長(木村松雄君) 吉田教育次長。
- ○教育次長(吉田一夫君) 香西議員の一般質問、市内の通学路について、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高校の通学路の総点検を実施してはということについてお答えをいたします。

阿波市内の小学校の通学につきましては、市内全ての学校が集団登校を行っております。中学校につきましては、各自家庭から学校までを大半の生徒が自転車で通学をしております。

教育委員会といたしましては、毎年1回通学路の危険箇所の安全点検を警察、徳島県の道路担当、学校、保護者、市建設課、教育委員会の合同で実施をしております。今年度は、8月4日、5日の2日間実施をいたしました。通学路の点検内容では、各学校とも県道などの交通量が多い道路、また住宅密集地の狭い道路や見通しが悪いところなどの点検を実施いたしております。この点検では、それぞれの担当部署が現場において連携協議をして、改善に向けての取り組みを進めております。具体的には、警察が横断歩道のとまれ標示の塗り直し等、東部県土整備局は県道の外側線等の塗り直し、また市建設課ではガードパイプ、カーブミラー等の設置、十字マークの塗り直しや減速帯を描くなどの対応がなされております。

また、交通安全に関する取り組みでは、各学校においてそれぞれ実施をいたしております。阿波市交通安全母の会の方々には、登下校時の交通指導といたしまして、街頭指導をしていただいております。また、毎月1校を交通安全モデル校と指定しまして、交通安全母の会や阿波吉野川警察署の出席のもと、交通安全モデル校旗の伝達式を行い、児童の交

通安全意識の高揚を図っているところであります。さらに、交通安全協会では、交通安全 と書かれた横断手旗や夜光腕章、鈴つきのリボンの配布、自転車教室などの開催を行って いただいております。両会員の方々には大変お世話になっております。

今ご指摘のあった通学路等の舗装の修繕、あるいはガードレール等の要望につきまして も、関係機関と連携を深め、今後子どもたちの安全確保ができるよう努めてまいりたいと 考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(木村松雄君) 香西和好君。
- ○17番(香西和好君) ただいま次長から答弁をいただきました。

内容につきましては、今年8月ですかね、幼稚園・小学校25カ所、中学校で9カ所、この箇所については、これは住民からの要望はあったんですか。それとも、教育委員会でこういう箇所を現場を視察されたのか。その点と、先ほど答弁漏れなんですが、前回と、2回目です、私、通学路の総点検をお願いしたいということを要望するのは。答弁の中にも、県道とか、そういう交通量の多いところを現場を確認、点検したと言われますけど、県道なんかは、結構整備ができとるように私は思います。

私、今回こういう質問をなぜしたかと言うと、実は伊沢小学校周辺です。あそこの近辺、保育所入り口とか、幼稚園の裏とか、あそこに道路があるんですが、民生委員の方から相談がありまして、すぐ私対応しますってことで、実は私大概そういう道路を通ったときに悪いときは、雨降りに行きます、ビデオカメラもしくはカメラを持って。ほんで、その旨を話して、すぐ建設課から2人来ていただいて、いろいろ現場見ながら説明させてもろうたら、これは少々のアスファルトで舗装するとか、そういう形では対応できない、全面的にやらなんだら、どうしようもないってことで返事いただいたんです、現地で。そんならば、保育所関係とか教育関係の方と早急に現場を見ながら、当時写真も撮っていただいたんで、その写真を見ながら対応していただけませんかという、こういうお話をさせていただきました。この点について、承諾ちゅうんか、いろいろ協議されたのか、それも、次長、ちょっと教えてください。

それと、私なぜ総点検するかと言いますと、やっぱり1回総点検すれば、いろんな形で 道路の悪いとことか、また防犯灯が必要なとこ、またカーブミラーの必要なところ、また ガードレールも、それとまた草木で防犯灯が、カーブミラーが障害あるとか、そういうと こは必ずあると思うんです。ほんで私が1度、主要道路でなしに、ちっさな細道でも街路 樹でもええか、そこを点検してくれっていうことをお願いしとるわけでございます。

それと、これ話がこうするんですが、今回28年度以降としてある事業計画が、この間教育のあれがあったんです、27年度施設整備事業一覧というんが。27年度はこれほとんど終わりかけとんですが、新たに28年度に大きな事業計画をされております、ご承知のように。この中には、いろんな施設とか、そういう形の施設の計画はされとんですが、1度総点検でもやっていただいて、部署は別にしても、担当部署と関係する部署と協議しながら、この事業計画を入れていただいたらと思うんです。道路整備の、担当者が別でも協力し合って、部署と。この28年度の事業計画見ても、13億3,200万円、これ35件ですね。こういう金額が予算計上されております、こういう事業でね。ほんで、私はあえて言わせてもらうんですが、道路の通学路の整備、そういう事業もこの中には担当と協議しながら入れていただけないかと、こういうことも要望いたしますけども、この点についてどうですかね。

- ○議長(木村松雄君) 吉田教育次長。
- ○教育次長(吉田一夫君) 香西議員の再問にお答えしたいと思います。

まず、1点目の危険箇所の点検箇所、どのような形で決めているのかということですけれども、教育委員会の把握している場所、そして学校から指摘のあった場所等について、 それぞれ危険箇所の点検を実施しているところです。

それで、もう一カ所、伊沢幼稚園付近の舗装修繕についての質問かと思いますけれども、私も現場も確認をさせていただきましたけれども、その場所については、幼稚園管理の場所、それから市道として建設課管理の場所、それから保育所としての子育て支援課管理箇所、3カ所に分かれているということもあって、今回の場所については、それぞれ傷みぐあいが進んでいるところもございました。それぞれ個別にやるのではなしに、それぞれ連携しながら、限られた予算の中で効果的な整備ができるよう対応していきたいと考えております。当然、予算も必要となってきますので、そのあたりも含めて、検討してまいりたいと思います。

それからあと、28年度以降の教育関係施設の整備につきましては、今年度、市長部局とともに建築物のマネジメントを作成予定としております。今後、建物については、その中でも十分検討してまいりたいと思います。

あと、道路関係、特に通学路の整備については、建設課とも十分連携させていただきた いというふうに考えております。 以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(木村松雄君) 香西和好君。
- ○17番(香西和好君) ただいま次長から答弁いただきましたように、関係部署が別に あっても、関係部署と連携しながら、伊沢の問題に関しては早急に取り組まれるよう要望 いたします。

また、阿波市の総合計画の中にも、やっぱり通学路とか、そういうん強調して整備する ちゅうことをうたわれておりますんで、児童・生徒、また父兄の方が安心して通学できる 通学路の確保をお願いしたい、このように申し上げます。

これでこの件を終わらせていただきます。

2点目につきまして、質問いたします。

これも、9月議会でいろんな角度から質問させていただきました。特に、阿波市におきましても、選挙のたびに投票率が県下でも最低ちゅうんですかね、言葉ありますけど、そういう推移で、なかなか投票率が上がらない。何とかして、選挙人が投票所に足運んでいただいて、投票率の低下に歯どめをという思いで何回かこの質問をさせていただきました。この内容につきましては、再三申し上げましたとおり、選挙事務の負担軽減、選挙人の負担軽減、投票率向上ですね。それと、選挙人が投票しやすい環境づくりのために、再三要望をいたしました。今回も、通告しておりますとおり、今の宣誓書ですね、それを変更いたしまして、投票入場券の裏に宣誓書を印刷して、自宅でその記入をして、投票人にその負担の軽減を図るような、そういう形で要望いたしました。そして、既にご承知のように、明年の7月予定の参議院選挙ですね、これについて導入できるのか、この点についてお尋ねをいたします。

- ○議長(木村松雄君) 町田企画総務部長。
- ○企画総務部長(町田寿人君) 議長の許可をいただきましたので、香西議員の一般質問の2点目、期日前投票に必要な宣誓書について、投票入場券の様式を変更し、明年7月予定の参議院選挙に導入できるのかについて答弁させていただきます。

この質問に関しましては、本来であれば、阿波市選挙管理委員会のほうから答弁すべき でありますが、さきに阿波市選挙管理委員会の委員長より許可をいただいておりますの で、私のほうから答弁させていただきます。

現在、阿波市においては、宣誓書においては入場券の裏面には印刷しておらず、期日前 投票所において選挙人に記入していただいておる現状でございます。しかし、本年2月6 日付で総務省自治行政局の通知で、期日前投票の際に提出する宣誓書については、選挙人が事前に記載することができるよう、例えば投票所入場券の裏面に様式を印刷する、または入場券の交付の際に同封するなど、市町村において創意工夫し、選挙人の便宜に資するよう努めることと通知が来ました。ということで、阿波市選挙管理委員会としましては、このことを鑑みて、また議員から以前にも同じ趣旨でのご質問をいただいておりますので、県内のみならず、入場券の裏面への宣誓書を導入している市町村を参考に、市民サービスの向上、費用対効果等も含め、研究を重ねて、よりよい宣誓書の利用方法を検討してまいりました。そして、結論といたしましては、今月2日に阿波市選挙管理委員会におきまして宣誓書の利用方法について協議を行った結果、阿波市の方針を決定いたしました。平成28年7月に執行が予想される参議院議員通常選挙から、投票所入場券の裏面に宣誓書の印刷を行うことといたしました。

理由として、大きく3点が上げられます。

1点目は、先ほど申し上げました総務省の通知の趣旨を踏まえ、選挙人の利便性の向上、また投票率の向上が期待されること。これは、議員の以前からの質問でも提言されておりました内容と同様でございます。

2点目に、来年7月に予定される参議院通常選挙では、選挙年齢が18歳以上に引き下げられ、この新有権者に期日前投票所で行う手続が軽減されることなど、また期日前投票所での緊張感を和らげるということに有効であると考えました。

そして、3点目に、現在ホームページから宣誓書を印刷することができる自治体は県内で複数ございますが、この運用につきましては、誰でもが印刷することができますので、 簡単に他人が使用することができ、問題があると考えました。

なお、県内においても、既に投票入場券の裏面に宣誓書を印刷している団体もございます。

今回の本市の選挙管理委員会で決定した運用方法は、投票入場券の裏面に印刷するという方法であり、投票所入場券には個人名も記載されていることから、信用性と合致すると考えております。

この変更により、宣誓書を事前に自宅で記載することができ、期日前投票所での宣誓書に記載することが抵抗を感じている選挙人の投票所へ行くことへの負担の軽減が図られるものと考えております。今後においては、本市の課題である投票率の低さを解消するため、選挙人の利便性の向上に配慮するとともに、県選挙管理委員会を初め、各関係機関等

と連携し、情報収集に努め、地域の実情に応じた、創意工夫をした効率的な啓発活動を実施していきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(木村松雄君) 香西和好君。

○17番(香西和好君) ただいま大変前向きな答弁をいただきました。この質問に対しても、今回で私も最後と思います。ということで、過去の質問を総括して、紹介させていただきたいと思います。特に、選挙人が非常に負担がかかっているという内容で、私も全国的なデータを拾いまして、1点目には、高齢者や障害者の方が負担が大きい、また投票所で宣誓書を書くのは緊張する、字を書くのに時間がかかる、また人前で字を書くのが苦手等の声があると。これは、私も同様にそういう感がしたことも経験がございます。

また、いろいろなことから、投票入場券の裏面に宣誓書を印刷して、今部長もお話がありましたけれども、印刷している市町村の自治体も、どんどんどんどんぐそういう形の自治体がふえております。そういう形で取り組んでるのが、ふえております。

また、いろんな選挙管理委員会からのお話ですけれども、字を書くのに時間がかかったり、人前で書くのが苦手な投票者でもスムーズに期日前投票ができるんだと。また、選挙人が事前に宣誓書を自宅で記入することによって、期日前投票が円滑に行われ、投票機会の、また投票率の拡大につながってると。特に、先ほど言った自宅で書くちゅうんは、ほんまに投票人の利便性に大きくつながっとると思います。

また、投票所内で、普通の期日前投票だったら、投票所に行って宣誓書に記入するわけですから、何人から固まって大勢になると、非常に並んで時間がかかったり、そういう話も聞いております。それも、簡素化につながる、解決策につながってるっちゅうことも聞いております。

また、期日前投票者の9割以上が利用するなど、全国的にこの制度を実施している市町村は好評を得てるということも話されておりました。そういう趣旨のことを話されまして、9月と同じような今回も質問内容となりましたけれども、町田部長の本当に善処ある決断をいただきまして、来年の参議院選挙から自宅で記入して、スムーズに投票ができるようになると。これ、間違いないと思います。私もいろいろそういう経験がございまして、投票所に行って宣誓書を書くんだったら行かない、その宣誓書をもらってきてくれと言われたことも再三あります。窓口へ行っても、宣誓書は出していないということなんです。再三お願いして、こういう制度を導入していただきましたので、多分投票率の向上に

つながる、また選挙人の負担軽減にもつながると思います。

それと同様に、今回ご承知のように、来年の参議院選挙から18歳から選挙権があります。18歳の方が選挙権があるようになりました。ということで、選挙法の改正のことと、また今回の宣誓書の変更ですかね、そのこともしっかり住民に周知できるよう要望して、私のこの点の質問を終わります。

それでは、最後に3点目です。

これも、9日の初日に代表質問で2人の方がマイナンバーについて質問をされました。 2人のご理解をいただきまして、私も少しマイナンバーについて触れさせていただきたい と思います。

マイナンバーは、赤ちゃんからお年寄りまで、日本に住民票がある全ての人に割り当て られる12桁の個人番号で、住所変更や結婚をしても変わらず、一生涯にわたって使うも のでございます。マイナンバー制度導入によって、国や地方自治体など、関係機関が管理 する個人情報が一つの番号で結びつけられ、情報の照合や呼び出しが容易になると言われ ております。これまで、本人であるかどうかの確認は、氏名、住所、生年月日、性別によ って識別していましたが、マイナンバーを使えば、番号一つで本人確認ができるようにな ります。また、年金や福祉など、申請時に用意していた住民票といった証明書が減るな ど、行政への手続が簡素化されます。将来的には、キャッシュカードやクレジットカー ド、戸籍や旅券、自動車登録への利用、保険金の払い漏れ防止や引っ越し時の電気、ガ ス、水道など住所変更がまとめてできる。また、健康保険証、印鑑登録証、図書館カード など、マイナンバーカード1枚で利用が可能に、また顔写真つきなので、身分証明書にも なりますと、そういうようなことも言われております。また、コンビニなどでは、住民票 の写し、印鑑登録証明書、住民票記載事項の証明書、各種税証明書、戸籍証明書、戸籍の 附票の写し等がマイナンバー、個人番号カード一枚で取得できるようになります。また、 マイナンバーのこのお知らせ、各世帯に配布された分ですが、コンビニなどでの交付とい うことでございまして、こういうふうなことが掲載になっております、コンビニ交付サー ビスと。取得できる証明書、先ほどと重複しますけど、住民票の写し、印鑑登録証明書、 住民票記載事項証明書、各種税証明書、戸籍証明書、戸籍の附票の写し等がコンビニで取 得できるようになると言われております。現在、全国約4万7,000店舗で取得できる と、こういうお知らせの中に掲載されております。

そこでお尋ねしますが、我が阿波市にも、ローソンとかサンクス、それとファミリーマ

ート、全国にあるんですが、こういうところで取得が可能なのか、この点のお尋ねもあったんで、ちょっと教えてください。何かの協議をしてから取得できるようになるんか。全国ではそういうことを言われておりますので、チラシの中にね、コンビニで今言いよった印鑑証明とか住民写しが全部取得できると。僕、よく相談があるんで、この2点をお尋ねをいたします。まず、それをお聞かせください。

○議長(木村松雄君) 瀬尾市民部長。

○市民部長(瀬尾勇雄君) 香西議員のただいまご質問にありました、コンビニでマイナンバーカードを利用して、阿波市でいろいろな行政サービスを利用できるかというご質問かと思うんですけれども、現在のところ、阿波市ではそういうコンビニでのいろいろな行政サービスを受けることはできません。それは、各そういうコンビニ業界との間で契約も巻かなければならないようになっておりますし、そういうふうな条例改正もしなければならないようになっておりますので、現在阿波市ではコンビニのほうでの利用はできないようになっております。

以上でございます。

- ○議長(木村松雄君) 香西和好君。
- ○17番(香西和好君) 質問がちょっと前後したんですが、コンビニはできないちゅう ことやね。全国の自治体では、そういうところでできるとうたっております。

それで、ちょっと逆で申しわけないんですが、阿波市においても現在既に配布済みと思いますけれども、こういう書留でもって個人番号カードを記載した通知カードが、住民票のある家庭、世帯に配布になっております。この進捗状況をお答え、まずしていただけますか。

- ○議長(木村松雄君) 瀬尾市民部長。
- ○市民部長(瀬尾勇雄君) 香西議員ご質問の3点目、日本に住民票がある全ての人に割り当てられている12桁の個人番号、マイナンバーについての1項目めです。

現時点での進捗状況はということにお答えさせていただきます。

マイナンバーの通知カードにつきましては、各世帯主に郵送することになっており、本年の11月中旬から阿波市の全世帯に通知カードが送付されており、現在送付は完了しています。

通知カードの送付件数につきましては1万5,140件で、ご本人に配達できずに返戻されてきた件数につきましては、12月4日現在で1,017件でございます。通知が返

戻された場合は、市役所窓口で本人に手渡すこととなっており、返戻者に対しましては、この旨を記載したお知らせを郵送しています。送付者数は847件でございます。残りの170件につきましては、受け取り拒否11件、転出・死亡等56件、受け渡し完了81件、受け渡し予定22件となっています。以上が現時点での進捗状況でございます。

今後のスケジュールにつきましては、各個人の申請により、作成された個人番号カードが来年の1月から本市へ順次郵送されてきますので、各個人に通知の上、市役所窓口において交付することとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(木村松雄君) 香西和好君。
- ○17番(香西和好君) ただいま部長答弁いただきまして、1万5,140件、これは世帯の数と思われます。現在、1,017件、これ返ってきとんですね。これご承知のように、書留でまず来て、不在であれば郵便局は持って帰ります。持って帰って翌日から1週間は郵便局で保管されて、その後返ってきたのがこの数字ですね。それで、なおかつこの中のこれ、ちょっと来たんですが、こういう通知カードがございますね、これ。これは、ご承知のように、通知カードでもええし、また返信のはがきで、こういう宛先があるんですが、ここへ送るとか、いろんな形があるんですが、個人番号カードでもええし、通知カードでもいいわけなんですね、これ。別に個人番号カードをこしらえて、強制はしておりません、番号ですから。

そういうことで、この実態もわからないと思うんです、これが実際にこの通知カードを 返信した数、わからんでしょう。私は、22日来て、前もって写真を写して、すぐここへ 返信したんです。その数はわからないと思います。

それで、今言いよったように、1週間は郵便局、そして後返ってくる。返ってきて、3 カ月したら、これ破棄するようになっとんです、国は。破って捨てるというんです。番号 が必要な方は、再度申請せないかん。そのときには、市町村によって負担が500円ぐら い要ると言われてるんですが、再度申請する方は500円は要るわけなんです。

私、今回どうしてお願いするかと言うと、どちらでもええんですが、これからの世代を 担う若人は、いろいろ手間かかるんです、写真屋さんに行って、写真を撮って、これは縦 が4.5、横が3.5というような規格があるんですが、これを張って、返信をせないか ん。それで、まだまだ返信されてない方、阿波市民に結構あると思います。たくさん、私 も何人か聞いたら、まだ返信しておりません。余り必要に感じてない方とか、いろんな方 がおるんと思います。いずれにしても、この一枚で自分の身分が証明できる、この個人番 号カード、通知カードでなしに、これを推進というか、行政のほうもいろんな形で周知を していただきたいんです。国もそうしとんです。個人番号カードにお勧めします、これ書 いとんです、この中に。通知カードだけでは証明できないから、通知カードでもいけるん ですが、それをもって証明するのには、免許証もしくは福祉手帳とか、いろんな形の写真 つきの、身障の手帳とかあるんですが、それを同時に提示せなんだら、本人確認できんの です。ほなけど、そういう手間かかるんですが、写真つきの個人番号カードであれば、そ れでずっと証明ができる、一枚で、それで簡単に。これを国もお勧めしますって文言もこ れへちゃんと入ってますんで、阿波市におきましても、特にこれからお年寄りも大変大事 なんですが、やっぱり若い世代のほうは、ぜひこの一枚のカードで身分証明ができる個人 番号カード、これを推進するのに周知をお願いしていただきたいと思います。これ私もあ らゆる会合へ行くんですが、行く先でこれに手間かかりますけどもするようにということ を周知しております。 1, 080円ぐらい要るんですかね。所によって1, 300円とか 1,400円とか、写真2枚あるんですが、そういう話も聞きましたんで、ぜひこれを推 進するように、広報とか、ACNでもええしね、それをぜひともお願いしたいと思いま す。

それと、今一番いろんな心配されとんですが、マイナンバーカードを紛失したらどうなるんかとか、いろんな私もそういう質問とか話がございます。私、これ直接公明党が出したQアンドA、一般向けのQアンドA、事業者向けとまた桁数も違うんですね。一般向けは12桁ですかね、事業所は13桁とかと聞いとんですが、特に一般向けのQアンドAを全国でいろんな意見があるんですが、集約して20項目についてQアンドAがあるんですが、その一つですが、これいろんな重複するんですが、マイナンバーを取り扱う場合に何を注意をすればよいのですかと、こういう問いがあるんですが、マイナンバーは生涯にわたって利用する番号なので、通知カードや個人番号カードなどをなくしたり、マイナンバーをむやみに提供したりしないようにしてください。また、マイナンバーの通知や利用、個人番号カードの交付などの手続で、行政機関などが口座番号などや口座の暗証番号、所得や資産の情報、家族構成や年金、保険の情報などを聞いたり、お金やキャッシュカードを要求したりすることは一切ありませんと。銀行のATMの操作をお願いすることもありません。こうした内容の電話、手紙、メール、訪問などには、絶対に応じないようにしてください、こう強調しています。こういうことも、阿波市民の中にも不安を感じてる方が

おるんで、何かの機会もって周知をしていただきたいと思います。これ先ほど言いよったように、とにかく通知カードじゃなしに、個人番号カードを推進するようにっちゅうことも、これも強調されとんですね、何かのようでそういう形でするように。

個人番号カードは何に使えるんですかと。最初に届くカードが、先ほど行った通知カード、これの違いは何ですかと、こう言うとんですが、個人番号カードは、住民基本台帳カードと同様、顔写真のついたカードであり、本人確認を一枚で行うことができます。身分証明書としても使用できることほか、登載されているICチップを利用して、図書館カードや印鑑登録証など、地方公共団体が定めるサービスに利用でき、電子申請等が行える電子証明書も標準登載されてます。申請すれば、これ無料で申請ができる、ご承知のように。通知カードは紙のカードであって、写真がないので、単体では本人確認はできません。したがって、マイナンバーの手続では、あわせて先ほど言ったような免許証とか、原則顔写真つきの身分証明書がなければできないとなってます。ぜひとも、個人番号カードを推薦していただきたいと思います。そのことを私も強調したくて、前段9日に2人の方が登壇なさったんですが、これを強調させていただくために、今回質問させていただきました。

先ほども、これ1,017件返ってきて、847件の方にお知らせされたと言いましたね。それでまた、受け取り拒否が11件あると聞いておりますが、受け取り拒否ね。これは、受け取り拒否された方は、これ意味がわからずに拒否した方もおいでるかと、私は思います、中身をわからずに、個人番号の趣旨がわからずに。そういう方は、11件の受け取り拒否の方に対しても制度の内容を説明してあげて、個人番号、通知カードなり取得するように、それをまたお願いしたいんです。

もう一つは、56件の転出とか死亡等があったと、言われとるね、56件。これについては、私の考えでは、2015年10月5日に個人の12桁の番号が決定しとんです、このときにね。そうですから、2015年10月、その番号が決まった後に転出されたか亡くなられた方の数が、これ56件ではないかと、私はこういうように感じます、この数は。いずれにしましても、来年とかそういう方は要らんけど、いずれ源泉徴収票とか、そんな形で踏まえて提出、必ず必要になるときあります、番号は。29年度には必ず必要になると思います、29年は全員がいずれかの手続とか、形で。ですから、全員漏れなく、いろんな処置を踏まえて、今回のマイナンバー制度の説明しながら、また通知カードなり、個人番号カードなりを推薦をするよう、これを趣旨をしっかり訴えて、周知をお願い

したいと思います。その点を聞いて、この質問を終わらせていただきたいと思うんで、よ ろしくお願いいたします。

- ○議長(木村松雄君) 瀬尾市民部長。
- ○市民部長(瀬尾勇雄君) 失礼します。

香西議員のほうからは、市民の皆様にまだまだわかりにくい、いろいろな情報がこのマイナンバー制度については飛び交っておりまして、不安もいろいろあるというふうなことであったと思います。そして、十分にまた機会あるごとに説明してあげてほしいということであります。その点につきましては、私どもも市民の皆さんの不安、また不明な点について機会あるごとにお答えしてまいりたいと考えております。

また、先ほど申しました転出者の方のことなんですけれども、転出者の方には、基準日、先ほど申しましたように10月5日を基準にしとるわけなんですけれども、その方々には、ちょっとこれ見にくいんですけれども、その後どのようにしたらいいのかという手続のパンフレットを必ず説明して転出の手続のときにしておりますので、市民課窓口のほうで、その点をご理解いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、受け取り拒否者の方につきましても、またご相談等々ございましたら、十分に懇切丁寧に説明してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○17番(香西和好君) 以上で終わります。
- ○議長(木村松雄君) これで17番香西和好君の一般質問が終了いたしました。 暫時休憩いたします。

午後1時46分 休憩 午後2時10分 再開

○議長(木村松雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番樫原賢二君の一般質問を許可いたします。

12番樫原賢二君。

**〇12番(樫原賢二君)** 12番樫原賢二、議長の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

市民からの強い要望がたくさんございまして、このたび2点の質問をするんですが、私に与えられた副議長という要職に対し、議員各位の温かいご支援で、早くも9カ月にな

り、議長の後ろを三歩下がって、言動を控えとの立場であります。このたび、中央広域連 合西消防署の問題で、新聞紙上でいろいろな記事が出ているが、解決の糸口を議員ととも に全力をかけて頑張りたいと思っております。

それでは、通告してありますように、2点の質問の中で、まず1点目、西長峰工業団地について質問をいたします。

豊かな阿波市をつくり上げるために、この問題を特に市民から、多くの方から私のほうに抗議が来ておるわけでございます。レンゴー株式会社の進出が平成26年3月10日に覚書が調印され、早くも1年3カ月になりますが、一向に工場ができません。この状態はなぜ進まないのか、市民の若い方より問い合わせが殺到しておる状態でございます。また、覚書調印後、市としての対応はどのようにしてきたのか詳しく説明を求めますということでございますが、先般吉田稔議員が同じこの質問が出ておりましたんで、この項につきましては、私のほうから説明をいたします。

知ってのとおり、阿波市の県営西長峰工業団地に進出、段ボール製造最も大手のレンゴ 一(大阪市)は10日、県庁で、県や阿波市と工業立地に関する覚書に調印をした。調印 式には、レンゴーの前田代表取締役兼副社長執行役員と飯泉嘉門知事、納田盛資県企業局 長、野崎國勝阿波市長が出席、飯泉知事が市とともに今後の操業を後押しする、業績を伸 ばして雇用にもつなげてほしいと挨拶、前田副社長は、生産性を向上させて、より品質の 高い段ボールを供給し、企業の発展を通して地域に貢献していく、市民に愛される会社と して成長し続けたいと述べた。レンゴーは、県営西長峰工業団地の1区画約3.12ヘク タールを取得して新工場を建設、連結子会社のサンコー(徳島市)が生産機能を移転して 拡充させ、四国の顧客企業向けに段ボールシート、段ボール箱を受注生産する、四国での 事業拡大を目指して、耐水性や導電性にすぐれた箱など、付加価値製品の生産体制も整え る。2014年度に着工し、15年度内に操業を始める計画。現時点で、投資額や雇用人 数は未定だが、サンコーは、少なくとも10人から20人を地元雇用して人員をふやす と、こういうふうに、平成26年3月11日に徳新に大きく載った次第でございますが、 この28年3月、すなわち27年度には完成すると、工場を。ところが、先般吉田稔氏の 質問の中で政策監が答弁した内容では、27年6月、また11月15日にサンコーに直接 お願いをしたと、こういうふうなご答弁でございます。

また続きまして、一方的に言いますが、これは簡単にはできるもんではございません。 知ってのとおり、旧市場町に四国部品、現在市場町で、またこの阿波市内全域でたくさん の方が働いております。この四国部品は、平成元年11月27日に企業誘致が決定した次第でございます、面積につきましては1万8,024平米。そこで、操業開始が平成2年1月、従業員数が正社員が約150名、パートの方が約50名、それと外注、すなわち加工業者が従業員を雇うておられるのが約500名と、大きな企業でございます。

また、もう一丁企業誘致した会社があるんですが、テクノリソースという会社がございます。この会社につきましては、平成5年11月19日、面積は4万5,441平米でございまして、この工場につきましては、いろいろの諸般の事情がございまして、平成13年5月に閉鎖をしまして、現在稼働しておるリブドゥコーポレーションの進出があったわけでございます。この会社につきましては、ご存じのとおり、平成13年12月27日、操業が平成16年11月に稼働しておるのが、現在の状況でございます。この会社につきましては、約60名近くの方が正社員として働いておられるのが現状でございます。

この2工場につきまして、原田議員、稲岡議員、私もそのときおったんですが、並みや 大抵でこの2工場は進出していただいたわけでないわけでございます。簡単に、先ほどた またまレンゴーが阿波市の市役所に来てくれたけん頼んだというようなことでは、到底こ れレンゴーはこの当阿波市長峰に来てくれるような気配はないように思います。

そこで、旧市場町時代に2工場を誘致したときに、理事者並びに議員が一枚岩となって、再三再四会社の社長にお願いに行って、ぜひお越しくださいと、いかなることでも対応いたしますという温かい状況で現在順調にしておるわけでございます。ところが、27年、ということは今年ですから、あと3カ月ぐらいで、この新聞に約束したんが3カ月でほごになるわけでございます、ほごに。この点を十分に理解していただいて、この5月に着任されたエキスパート、すなわち市原政策監に力強いご答弁をいただきたい、こう思います。よろしくお願い申し上げます。

- ○議長(木村松雄君) 市原政策監。
- ○政策監(市原俊明君) 議長の許可をいただきましたので、樫原議員のレンゴーの誘致 についてのご質問にお答えを申し上げます。

さきの吉田議員からの一般質問でもお答えいたしましたように、これまで阿波市といたしましても、今年6月、それから11月に市と県と合同ということで、レンゴーの大阪本社のほうを訪問いたしまして、早期操業の要望と、それと情報収集に当たってきたところでございます。また、これとは別に、県の企業局のほうでも、本年5月に企業局長を筆頭に大阪本社を訪問するなど、早期操業に向けまして要望を重ねてきたところでございま

す。

ただ、レンゴーのほうでは、いろんな円相場の変動、それから経済状況の変化などによります建築資材等の高騰等々の要因によりまして、ただいま操業がまだというふうな状況になってございますけれども、これまでお聞きしている中では、建設計画そのものに大きな変更はないということで、継続して検討をいただいており、中止の意思がないということを確認をいたしております。

先ほど樫原議員のほうから市場町のほうでの企業誘致、これ理事者と市議会が一枚岩となって取り組んできたというふうなことで、今回のレンゴーについてもそういった形で取り組んではどうかということで、非常に心強いお話をいただきました。特に企業の誘致につきましては、企業を地域が暖かく迎える歓迎の意、それから何よりも今後ずっと長くおっき合いすることになりますので地元の誠意、それから信頼関係というのが重要なものというふうになろうと考えております。そうしたことから、レンゴーに対しましても、阿波市の強い思いを今後重ねてお伝えしていくことが非常に大事でないかというふうに考えております。

現在、市、県から重ねて早期の操業開始への要望、情報収集等に努めているところでも ございますので、今後特に用地造成を行ってきました県企業局、それから企業誘致を担当 する県企業振興課とも十分相談をいたしまして、一番いいタイミングで、阿波市の強い思 いを伝える機会についても十分相談して対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(木村松雄君) 樫原賢二君。

○12番(樫原賢二君) ただいま政策監から、企業局ということで、企業局と十分タイアップして力強くやるということでございます。私も、今年の1月1日にこの庁舎が新しく新庁舎として現在稼働しておるんですが、これをつくるにつきまして、前の副市長をされておった黒石氏は、非常にこの庁舎つくるについて体を八重に折って、この用地地権者の方にも頼み、この周囲の方にも頼み、そういうふうな経緯がございます。現在は、県で三本の指に入る危機管理部長と、徳島県全域をお守りしていただいておるというようなことでございますが、ぜひ市原政策監には、重たい荷物かと思いますが、一日も早くレンゴーの工場が着工していただけるよう心からお願いを申し上げて、この項につきましては、これは終わらせていただきます。

続きまして、2点目のふるさと納税について質問をさせていただきます。

平成26年第2回定例会で一般質問をしましたが、25年度はふるさと納税金が265万円であり、件数につきましては88件、26年度、去年でございますが、193万8,000円で66件であり、数字で見る限り、全くやる気がないのでないか。どのような方法でふるさと納税に取り組みをしているのかとの、どこの課で何人体制でやっているのか、またどのような方法で全国の方に対し阿波市の新鮮な野菜、畜産、また果物類をPRをしておるのか、またそのメリット、税金につきましてはまた再質問でいたしますので、この点を詳しく説明を求めます。

- ○議長(木村松雄君) 町田企画総務部長。
- ○企画総務部長(町田寿人君) 議長の許可をいただきましたので、樫原賢二議員の一般質問の2点目、ふるさと納税について平成26年第2回定例会で一般質問をしたが、その後の成果はについて答弁させていただきます。

最初に、樫原賢二議員のふるさと納税制度というのは、今定例会でも大いに議論されて おります、地方創生の先駆けであります。自主財源の確保のみならず、阿波市をPRし て、全国に情報を発信する一石二鳥の重要な政策と十分認識しております。

それでは最初に、本市では、平成20年6月から阿波市のまちづくりに賛同する個人、また法人から広く寄附を募り、これを財源として活力あるふるさとづくりの推進に取り組んでいるところであります。樫原議員が各年度の決算については申し上げましたが、年間収入として約200万円程度でございます。平成27年度におきましても、10月末現在の数字となりますが、74件で101万2,000円となっております。また、平成26年度は、平成25年度に比べて減少しておりますが、これは今まで高額の寄附をいただいていた方が退職されたため、高額の寄附が減少したことによります。

また次に、ふるさと納税とは、全国の都道府県や市区町村への寄附でございます。しかし、これによって寄附した人には、税の控除制度があったり、事前に注文した都道府県または市町村の各種物産品が送られてくる仕組みとなっております。このふるさと納税を利用して地方創生に協力するとともに、日本各地での返礼の物産品を楽しむ人が近年ふえてきております。

次に、議員ご指摘のとおり、ふるさと納税への関心の高まりとともに、多くの自治体において記念品カタログの充実、インターネット、マスコミ等を通じたPR、簡単な決済手段を採用するなど、ふるさと納税に大きな力が注がれてきたため、本市のふるさと納税のアピール力及び利便性が他市に比べて低いものとなっているのが現状であると考えます。

これを受けまして、本年度から本市の特産品を取り入れた記念品カタログを作成し、複数の特産品の中からふるさと納税に対する記念品を選んでいただけるようにいたしました。 このカタログがふるさとチョイス等のウエブサイトで取り上げられたことから、今年度の 寄附件数は、例年に比べて多いものとなっております。

議員の質問にもありましたが、昨年の6月議会におきまして、ふるさと納税については、本市におきましても今後職員一丸となって魅力あるまちづくりに取り組み、一人でも多くの方が阿波市に住みたいと感じていただくとともに、あわせて第二のふるさと阿波市のためにふるさと納税に賛同していただき、支援の輪が大きく広がるように推進していきたいと答弁しております。

次に、本年度から本市の特産品を取り入れた制度を運用しておりますが、今までの決算があらわれていないのは努力不足であり、大いに反省いたしております。

次に、今後の阿波市のふるさと納税におきましては、本年度より開始されました特産品の認証制度と連携し、認証された本市の特産品を積極的にふるさと納税の記念品として寄附をいただいた方にお送りすることにより、阿波市のPRにつなげていきたいと考えております。

このように、今後はふるさと納税の寄附額の増額による収入の確保はもちろんのこと、 世間の関心の高まっているふるさと納税を阿波市及び阿波市の特産品を広く全国に向かっ て発信できる場としても活用していきたいと考えております。

今後は、議員の申されたように、阿波市がふるさと納税により阿波市をPRし、また阿波市内の産業を活性化する上でも、まさに地方創生と呼べますので、鋭意取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(木村松雄君) 樫原賢二君。
- ○12番(樫原賢二君) ただいま企画総務部長からご答弁いただきました。

全国に発信しておる徳島県阿波市ふるさと応援寄附金、特徴として「ありがとう便」カタログで、1万円以上ご寄附をいただいた方には、心ばかりのお礼として、阿波市自慢の特産品をお送りさせていただきますと。1万円以上寄附をされた方は1品、3万円以上寄附された方は2品ということで、NPO法人阿波市めだかの学校、それが3品出品され、それからJA板野郡、JAグリーンいたの西店、これが4品、それから阿波郡東部JA夢市場がということで、全部で18品これこうやって全国に発信されておるんです、18品

ね、これ、これ。

そこでじゃね、一番問題点は、やはりこの阿波市は農業立市でございますので、これを 見る限りでは、スイカもなけりゃあ、ブドウもなけりゃあ、メロンもないと。もったいな いやというもんでない。あるのは、市場町のポンダリン、果物ではポンダリンだけ。ほん だけんね、もう少し知恵を絞って。

それで念のために申し上げましたら、このふるさと納税寄附金のお金でございますが、 私が実は奈半利町というところへ、こっから186キロございます、そこで聞いたんです が、やはり知恵ある者は知恵を出せと、知恵ない者は汗を出せというように、市の管理職 はもとより、市の職員も知恵を出していただいて、ほんでいつも子どもにクーラーとか、 いろいろ豊かな教育をして、大きくなって育ったら県外へ行っちゃう。無論就職がないと いうことで、先ほど私が西長峰の質問をした次第でございます。ところが、この奈半利町 におかれましては、こういう牛ね、奈半利町は海にひっついとんですが、特に肉とか米を 一年中毎月毎月定期的に送るというような企画もしとんですよ、ただ魚も多いんですが。 契約件数が、先ほど言いよった阿波市のふるさと納税で契約なさっとる、出品されておる 方は18品目、ここにつきましては50品目、これへ載っとるだけでね、これへ載っとる だけ。しかし、インターネットで、これ農業振興課の阿部次長にとってもろたんですが、 まだこんだけ、まだまだいっぱいあるんです、これいっぱい、切りがない。そういうぐら い、阿波市の特産品が、この中にはどっさり、こっちにもどっさりあるんです。だから、 ここは奈半利町地域振興課主幹柏木雄太、年は37歳、ここに8人体制でホットラインを 結んで、ホットライン、ほんで農家、生産業者が90軒、それから魚屋、魚屋というのは 漁業者、船を持っとる、魚とる人ね、これが60人、それから加工、いろいろ加工する 人、これが10軒と、こういうふうにホットラインを直接結んどんですよね、直接。例え ば、先ほど言いよったように、柏木雄太君は、奈半利町のために命をささげるんだという ように私に言いましたよ。さっき言いましたように、知恵ある者は知恵を出せと、知恵な い者は汗出せと言うて、若い者を動かしとんですと、そうやって言いよりました。

ほんで、念のために申し上げますが、ここが銭集めとんが、ふるさと納税で集めとるお金が、22年度で86件、134万円、こっから出足です。それで、23年度は213件、これが306万7,000円、それから24年度は913件、1,521万円、この年が、25年度が3,199件、5,385万4,500円、26年度が15,557件、262,810万7,671円、27年度、この間行ってきましたけんね、ほんでこ

こが6億3,500万円、こういうふうにうなぎ登りに上がっていきよんでございます。 ところがどうでしょう。阿波市は、今度は逆に下がっていきよんじゃ。阿波市は、ちょっ と説明いたしましたら、22年度が181万円、23年度が188万5,000円、24 年度が207万5,000円、25年度が265万円、26年度が193万8,000 円、27年度11月27日までで109万2,000円。いかにお粗末散漫か、ごらんの とおりでございます。

しかしながら、せっかくこれ国が定めた納税、いわゆる寄附される人は、簡単に言いましたら、1万円した場合は8,000円は非課税、2,000円は確定申告のときに税がかかるというような仕組みになっておりますので、後で最後に議長に言うたら、いやいやそれは寄附は答弁はいかんと。というのは、土成の支所長、それから吉野の支所長、それから阿波の支所長、3名に力強い答弁を欲しいんですが、それは相ならんというように言われましたので、今回はしませんけんど、今度からは必ず先にお願いしときますから、それまでには実のある回答をお願いしたいと思います。

それと、最後にもう一丁お願いしたいんですが、私が実は平成26年第2回定例会、26年6月18日に一般質問して、ほんで質問内容もございます。それから、答弁していただいた内容もございます。しかしながら、実績が物を言う時代でございますので、どうぞないものねだりより、あるもの探しをお願いをしたいわけでございます。そういうことで、最後に企画総務部長、今後こういうふうな方向でやると、またやり抜くという力強いご答弁をいただいたら、それで私は再質問いたしませんので、お願いします。

- ○議長(木村松雄君) 町田企画総務部長。
- ○企画総務部長(町田寿人君) 議長の許可をいただきましたので、最後にということで、今回2回目の質問でございますので、樫原議員が提言されたことを真摯に受けとめ、「輝く阿波市に煌めく未来」阿波市版総合戦略に基づき、担当部局のみでなく、各部局が連携して庁内一丸となって、成果を着実に上げていきたいと考えておりますので、ご理解、ご協力のほどをよろしくお願いします。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(木村松雄君) 樫原賢二君。
- ○12番(樫原賢二君) ほんまに力強い答弁、まことに力強い答弁でございました。 私も、温かみのある議長を支え、はや9カ月になって、寒い日がこれから参ります。皆 さん、風邪引かんように、どうぞ。

これをもって私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(木村松雄君) これで12番樫原賢二君の一般質問が終了いたしました。

本定例会において質問及び理事者答弁の中で不適切な発言があった場合は、後刻会議録を調査し、処置いたします。

日程第 2 議案第64号 平成27年度阿波市一般会計補正予算(第4号)につい 7 日程第 3 議案第65号 平成27年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算(第 2号) について 日程第 4 議案第66号 平成27年度阿波市介護保険特別会計補正予算(第2 号)について 日程第 5 議案第67号 阿波市行政手続における特定の個人を識別するための番 号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特 定個人情報の提供に関する条例の制定について 日程第 6 議案第68号 阿波市ふるさと創生基金条例の廃止について 日程第 7 議案第69号 阿波市市庁舎建設基金条例の廃止について 日程第 8 議案第70号 阿波市税条例の一部改正について 日程第 9 議案第71号 阿波市国民健康保険税条例の一部改正について 日程第10 議案第72号 阿波市介護保険条例の一部改正について 日程第11 議案第73号 阿波市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一 部改正について 日程第12 議案第74号 阿波市乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正に ついて 日程第13 議案第75号 土成健康センターの指定管理者の指定について 日程第14 議案第76号 土成地域資源活力工房の指定管理者の指定について 日程第15 議案第77号 阿波市立阿波図書館の指定管理者の指定について

日程第17 議案第79号 阿波市立土成図書館及び阿波市立土成中央公民館の指定 管理者の指定について

日程第16 議案第78号 阿波市立市場図書館及び阿波市立市場歴史民俗資料館の

指定管理者の指定について

日程第18 議案第80号 阿波市立吉野笠井図書館の指定管理者の指定について

日程第19 議案第81号 一条放課後児童クラブの指定管理者の指定について

日程第20 議案第82号 柿原放課後児童クラブの指定管理者の指定について

日程第21 議案第83号 土成放課後児童クラブの指定管理者の指定について

日程第22 議案第84号 八幡放課後児童クラブの指定管理者の指定について

日程第23 議案第85号 市場放課後児童クラブの指定管理者の指定について

日程第24 議案第86号 大俣放課後児童クラブの指定管理者の指定について

日程第25 議案第87号 久勝放課後児童クラブの指定管理者の指定について

日程第26 議案第88号 伊沢放課後児童クラブの指定管理者の指定について

日程第27 議案第89号 林放課後児童クラブの指定管理者の指定について

日程第28 議案第90号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

○議長(木村松雄君) 次に、日程第2、議案第64号平成27年度阿波市一般会計補正 予算(第4号)についてから日程第28、議案第90号辺地に係る公共的施設の総合整備 計画の策定についてまでの計27件を一括議題といたします。

これより議案に対する質疑を行いますが、通告がありませんので質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております各案件は、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

各常任委員長におかれましては、第4回阿波市議会定例会日割り表に基づいて委員会を 開会され、付託案件について審査されますようお願いいたします。

次の日程を報告します。

本日本会議散会後、直ちに公営施設民営化特別委員会を開催いたします。そして、14日午前10時から総務常任委員会、15日午前10時から文教厚生常任委員会、16日午前10時から産業建設常任委員会、16日午後1時から議会改革検討協議会、18日午前10時から全員協議会を予定しております。

なお、次回本会議は22日午前10時再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後2時48分 散会